

令和元年第4回岩泉町議会
定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
報告第1号～報告第9号の上程、報告	8
・報告第 1号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 4号 IP告知システム更新工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 5号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 6号 準用河川鼠入川河川災害復旧(その2)工事の請負変更契約締結の専決処分について	

・報告第 7号	小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 8号	その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
・報告第 9号	林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・承認第 1号	令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・承認第 2号	令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・承認第 3号	財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・承認第 4号	財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
・承認第 5号	財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・承認第 6号	財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて	
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
・議案第16号	日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	24

<ul style="list-style-type: none"> ・議案第17号 林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第18号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第19号 林道平庭線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第20号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第21号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて 	
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第22号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて 	
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて 	
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第24号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて 	
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第25号 宮古地区広域行政組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて 	
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
<ul style="list-style-type: none"> ・議案第26号 町道路線の廃止について 	

議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託…………… 42

- ・議案第 1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例について
- ・議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）
- ・議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

請願第4号～請願第6号の上程、説明、委員会付託…………… 47

- ・請願第 4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願
- ・請願第 5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- ・請願第 6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

一般質問…………… 48

7番 坂本 昇議員	48
2番 畠山和英議員	58
6番 林崎竟次郎議員	69
散会の宣告	75

第 2 号 (12月6日)

出席議員	77
欠席議員	77
職務のため議場に出席した者の職・氏名	78
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	78
議事日程	79
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
一般質問	81
5番 三田地久志議員	81
13番 野舘泰喜議員	94
3番 小松ひとみ議員	105
10番 合砂丈司議員	112
散会の宣告	118

第 3 号 (12月10日)

出席議員	119
欠席議員	119
職務のため議場に出席した者の職・氏名	120
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	120
議事日程	121
開議の宣告	123
議事日程の報告	123

議案第 1 号～議案第 1 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決……………	1 2 3
・議案第 1 号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例について	
・議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5 号 平成 2 8 年台風第 1 0 号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 7 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第 8 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 9 号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 1 0 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第 4 号）	
・議案第 1 1 号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
・議案第 1 2 号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 3 号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）	
・議案第 1 4 号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 4 号）	
・議案第 1 5 号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	
閉会中の継続審査申し出について……………	1 2 9
発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 0
・発議案第 4 号 議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議	
閉 会 の 宣 告……………	1 3 1
署 名……………	1 3 3

令和元年第4回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 1 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 1 2 月 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 元 年 1 2 月 5 日 午 後 2 時 4 5 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	5 番	三田地 久 志	6 番	林 崎 竟次郎
	7 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和元年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月5日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第5 報告第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第6 報告第3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第7 報告第4号 IP告知システム更新工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第8 報告第5号 携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第9 報告第6号 準用河川鼠入川河川災害復旧(その2)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第10 報告第7号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第11 報告第8号 その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第12 報告第9号 林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第13 承認第1号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第14 承認第2号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第15 承認第3号 財産(動産)の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求

めることについて

日程第16 承認第4号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求め
ることについて

日程第17 承認第5号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求
めることについて

日程第18 承認第6号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求
めることについて

日程第19 議案第16号 日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第20 議案第17号 林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

日程第21 議案第18号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第22 議案第19号 林道平庭線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第23 議案第20号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第24 議案第21号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第25 議案第22号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

日程第26 議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手
県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることに
ついて

日程第27 議案第24号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることに
ついて

日程第28 議案第25号 宮古地区広域行政組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることに
ついて

日程第29 議案第26号 町道路線の廃止について

- 日程第30 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第41 議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第44 議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願
- 日程第46 請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 日程第47 請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願
- 日程第48 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和元年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨届け出が提出されておりますので、報告します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、三田地久志君、6番、林崎竟次郎君、7番、坂本昇君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月2日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から12月10日までの6日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会定例会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会及び臨時会の議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

ここで報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

箱石事務局長。はい、どうぞ。

○事務局長（箱石良彦君） では、合砂丈司議員の宮古地区広域行政組合議会の副議長就任についてご報告を申し上げます。

合砂丈司議員が、去る11月5日、宮古市役所議場にて開催されました令和元年10月宮古地区広域行政組合議会定例会において副議長に当選し、就任されましたので、ご報告申し上げます。

次に、昆忠泰元議長が、去る11月13日に全国町村議会議長会創立70周年記念表彰を受賞しました。これは、岩泉町議会議員として30年以上在職し、功労が認められ、表彰をされたものであります。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号～報告第9号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第4、報告第1号から日程第12、報告第9号までの報告を行います。

報告第1号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分についてから報告第9号 林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分についてまで順番に報告を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、報告第1号 安家地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について、安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及

び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。安家地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家地区複合施設建築工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額2億6,760万2,400円。変更請負額2億7,255万8,000円。変更による増額495万5,600円。

4、請負者、住所、久慈市長内町第24地割162番地、氏名、下館建設株式会社、代表取締役、下館康見。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第2号 安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について。

安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。安家地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家地区複合施設電気設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額7,052万4,000円。変更請負額7,183万円。変更による増額130万6,000円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1、氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第3号 安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について。

安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をお願いします。専決処分書。安家地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、安家地区複合施設機械設備工事。

2、工事場所、岩泉町安家字日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額9,720万円、変更請負額9,900万円、変更による増額180万円。

4、請負者、住所、宮古市八木沢三丁目11番5号、氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊地和弘。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第4号 I P告知システム更新工事の請負変更契約締結の専決処分について。

I P告知システム更新工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお願いします。専決処分書。I P告知システム更新工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、I P告知システム更新工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億886万4,000円。変更請負額1億1,088万円。変更による増額201万

6,000円。

4、請負者、住所、盛岡市中央通1丁目2番2号、氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店、支店長、星伸寿。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第5号でございます。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をお願いいたします。専決処分書。携帯電話用伝送路本復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、携帯電話用伝送路本復旧工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、当初請負額1億260万円。変更請負額1億450万円。変更による増額190万円。

4、請負者、住所、宮城県仙台市若林区新寺一丁目2番23号、氏名、株式会社TTK、代表取締役社長、土肥幹夫。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第6号 準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に

ついでに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、準用河川鼠入川河川災害復旧（その2）工事。

2、工事場所、岩泉町鼠入字上鼠入地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,478万円。変更請負額8,635万円。変更による増額157万円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第7号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお願いします。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額1億9,764万円。変更請負額2億130万円。変更による増額366万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

次に、報告第8号 その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第

2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお願いします。専決処分書。その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年11月8日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、その他町道扇の沢線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町大川字扇の沢地内。

3、契約金額、当初請負額5,724万円。変更請負額5,502万6,000円。変更による減額221万4,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減。

次に、報告第9号 林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約締結の専決処分について。

林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月5日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。林道黒森線ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年9月26日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、林道黒森線ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町門字救沢地内ほか。

3、契約金額、当初請負額8,424万円。変更請負額7,845万3,360円。変更による減額578万6,640円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地14、氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

5、変更理由、ブロック積工等の数量の変更による減。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第9号までの9件全部の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第13、承認第1号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第1号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度岩泉町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,640万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,347万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和元年10月12日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正（第3号）でございますけれども、台風第19号の復旧関連予算をお願いしているところでございまして、歳出の主な内容としましては、道路橋梁、災害復旧で8,460万円、それから林業施設で4,100万円、歳入につきましては、主なものでは繰越金が1億2,915万3,000円、災害復旧債が2,500万円というような内容となっておりまして、地方債は災害復旧事業債が加わりますので、限度額を14億1,880万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 2番です。よろしくお願いします。

今回台風19号の復旧関係ということであります。ここで、歳入等で災害救助法に基づく国の交付金等が、国からのお金が来るわけ、歳入があるわけでありますけれども、これ以外の、歳入以外に後で予定されるもの等々ありますでしょうか。まず、それをお願いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 19号関連でありますと、まず補助災害は大規模なものということで、そちらのほうは大きなものが余りなかったのですね。今のところ林道の1件だけが該当するかなと思っていました。その他につきましては、今のところ予定されているものはございません。

10号の場合は、保険金等々もありましたけれども、今回の部分については大規模なものがございますので、予定はされていないところではございますけれども、若干今後補助金等、例えば被災者支援の部分で県の補助金等々もありますけれども、大きなものとしては今のところは予定はされていないと認識をしております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 補助災害はこれには入っていない、今からというお答えです。それで、今までかかった経費、町がかけた事務費についての、この法律に基づく歳入等は見込みはないということでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 事務費の部分につきましては、今のところは予定はされていないと。規模的な部分もございますので、そう認識しております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 歳入の関係でお伺いします。歳入が繰越金で1億2,900万円ということですが、これを台風災害につぎ込んだことによって、通常事業の本年度に影響するというふうなことは何か考えられるのか、それとも全然問題がないか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 本年度の繰越金でございますけれども、実は前年度10号災害の関係も

あって、結構残額といたしますか、繰越金が大きくなりまして、今のところは何とか大丈夫かなと
考えてございます。今回の議会で補正のほうでもお願いをしていますけれども、今回繰越金全額
予算計上をいたしますけれども、予算計上したことによりまして、基金の繰り戻しのほうも出て
きますので、何とかやれるのかなと考えております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第14、承認第2号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第
3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第2号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）
の専決処分に関し承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定
により、議会の承認を求めます。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をお願いいたします。令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,879万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和元年10月12日、岩泉町長、中居健一。

今回の補正は、一般会計と同様に台風第19号の災害復旧関連の予算となっております。歳出におきましては温泉ホテルの屋根修繕工事532万4,000円が主なものでございまして、歳入では財政調整基金を充当するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、承認第3号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第3号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分
に関し承認を求めることについて。

財産（動産）の取得に関する議決の一部変更することについて、地方自治法第179条第1項の規
定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページをお願いいたします。専決処分書。令和元年6月5日に議会の議決を得た財産（動
産）の取得についての一部を次のとおり変更する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規
定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、取得する財産、コンテナ積載車1台。

2、契約金額、当初契約額918万円。変更契約額935万円。変更による増額17万円。

3、契約の相手方、住所、宮古市津軽石第13地割482番地1、氏名、岩手日野自動車株式会社宮
古営業所、所長、南館裕。

4、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

今回の契約につきましては、消費税増ということで、10%になったことによります契約変更で
ございまして、納期につきましては2月28日を予定しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、承認第4号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第4号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて。

財産（動産）の取得に関する議決の一部変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

別紙をごらん願います。専決処分書。令和元年7月30日に議会の議決を得た財産（動産）の取得についての一部を次のとおり変更する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、取得する財産、小型動力ポンプ付き積載車2台。

2、契約金額、当初契約額1,987万2,000円。変更契約額2,024万円。変更による増額36万8,000円。

3、契約の相手方、住所、紫波郡矢巾町広宮沢第11地割501番地14、氏名、互光商事株式会社、代表取締役、玉川康介。

4、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

これも先ほどの案件と同様でございまして、消費税増に伴うものでございまして、納期は2月6日と予定されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、承認第5号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第5号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについて。

財産（動産）の取得に関する議決の一部変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。令和元年7月30日に議会の議決を得た財産（動産）の取得についての一部を次のとおり変更する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項

の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、取得する財産、スクールバス1台。

2、契約金額、当初契約額625万8,600円。変更契約額637万4,500円。変更による増額11万5,900円。

3、契約の相手方、住所、岩泉町尼額字下坪5番地13、氏名、有限会社細越自動車販売、代表取締役、細越修児。

4、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

これも同様でございます、納期の予定が12月27日となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第18、承認第6号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 承認第6号 財産（動産）の取得に関する議決の一部変更の専決処分
に関し承認を求めることについて。

財産（動産）の取得に関する議決の一部変更することについて、地方自治法第179条第1項の規
定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。専決処分書。令和元年7月30日に議会の議決を得た財産
（動産）の取得についての一部を次のとおり変更する必要が生じたが、特に緊急を要するため議
会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項
の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年10月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、取得する財産、岩泉町立小学校情報教育用パソコン等一式。

2、契約金額、当初契約額1,684万8,000円。変更契約額1,716万円。変更による増額31万2,000円。

3、契約の相手方、住所、盛岡市下太田沢田68—40、氏名、株式会社リードコナン、代表取締
役、伊東晃郎。

4、変更理由、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う増。

これも税率改正に伴うものでございまして、納期の予定は12月27日となっているものでござい
ます。よろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから承認第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第16号 日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第16号 日影橋ほか災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

日影橋ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名、日影橋ほか災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字橋の下地内ほか。

3、契約金額、当初請負額1億7,031万6,000円、変更請負額1億9,049万1,100円、変更による増額2,017万5,100円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。仮設工の工法変更等に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年11月7日に着工してございまして、令和2年3月31日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、今回4カ所の4工区の変更を行っております。1工区目の28災1380号では工法変更、それから桁架設工では2トンマイナス、それから仮設工で矢板圧入工をダウンザホールハンマ工に変更をしております。これは、岩盤が固かったことから工法変更したものでございます。あと3工区につきましては、ブロック積工は計で2カ所が18平米の減、表層工で1カ所、2平米の減となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今回の変更、仮設工ということであります。それで、これが大きな金額かと思いますが、この災害査定をとるときの仮設工、矢板でやっているものが今回大きな工法が変わるわけですけれども、災害査定補助というか、その影響はないでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回仮設工の変更になったわけですが、これは災害査定時と今回の実施での変更になっている分につきましては、協議を経て、これは了解を得ておりますので、財源的にもこの分については穴をあけることなく、このままできるというふうになっておりました。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、議案第17号 林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第17号 林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道沢山線（2号箇所ほか）災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字案台地内。

3、契約金額、当初請負額2億952万円、変更請負額1億7,779万9,320円、変更による減額3,172万680円。

4、請負者、住所、田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。
令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。コンクリート擁壁工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年の4月25日に着工してございまして、令和元年12月18日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、6工区の変更箇所がございます。アンダーラインの部分でございますけれども、トータルで、コンクリート擁壁工は3カ所で104.2立米の減、路盤工が2カ所で0.5平米の増、ブロック積工が1カ所で42.2平米の減、大型ブロック積工が1カ所で49.4平米の増という内容となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第17号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、議案第18号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第18号 林道泉沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道泉沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道泉沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町袋綿字本町地内。

3、契約金額、当初請負額3億3,480万円、変更請負額2億8,710万8,280円、変更による減額4,769万1,720円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。コンクリート擁壁工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年6月7日

に着手してございまして、令和2年1月17日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、今回の変更箇所は3工区でございまして、トータルで、コンクリート擁壁工が3カ所、155.3立米の減となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第22、議案第19号 林道平庭線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第19号 林道平庭線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道平庭線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、林道平庭線災害復旧工事。
- 2、工事場所、岩泉町浅内字下川代地内ほか。
- 3、契約金額、当初請負額 1 億8,360万円、変更請負額 1 億5,633万2,160円、変更による減額 2,726万7,840円。
- 4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地 1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

令和元年12月 5 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。コンクリート擁壁工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年10月13日に着工してございまして、令和元年12月18日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、3工区の変更でございまして、トータルで、コンクリート擁壁工が3カ所で206立米の減、大型ブロック積工が1カ所、41.5平米減、ブロック積工1カ所、2.5平米の減となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第23、議案第20号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第20号 林道松橋線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道松橋線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道松橋線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町二升石字滝野地内。

3、契約金額、当初請負額1億368万円、変更請負額1億1,995万5,600円、変更による増額1,627万5,600円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1、氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋清人。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施工箇所を追加したことによる数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、平成30年4月25日着工してございまして、令和元年12月18日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、一番上の1号箇所（その11）を追加してございまして、施工延長で128.2メートル、コンクリート擁壁工31.5立米を追加するものでございます。当初は、県が砂防関係で工事実施の予定でございましたけれども、それが今回町になるということで、追加工事でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第24、議案第21号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第21号 林道沢倉線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道沢倉線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、林道沢倉線災害復旧工事。
- 2、工事場所、岩泉町釜津田字沢口地内ほか。
- 3、契約金額、当初請負額8,359万2,000円、変更請負額7,028万1,000円、変更による減額1,331万1,000円。
- 4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野

裕治。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。盛土工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年6月9日着工してございまして、令和元年12月18日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、2工区の変更でございます、ブロック積工が1.5平米の減、盛土工が402立米の減という内容でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 議案の17号から21号まで、林道は今年度完成ということでございますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 林道につきましては、災害査定を受検して今実施している分、こちらにつきましては全て今年度完了ということで、計画どおり進んでおります。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第22号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第22号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、安家地区複合施設初度備品、形式及び数量は別紙のとおりでございます。契約金額、1,045万円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、岩泉町岩泉字太田10番地5、氏名、有限会社岩泉マッカーラー商会、代表取締役、長山敦。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家地区複合施設の初度備品を買い入れしようとするものである。

次のページに初度備品の一覧が記載してございますので、ごらん願います。納期は、令和2年の3月30日を予定しております。

当初は、予算としまして1,944万円ほどお願いをしてございましたけれども、実は事務室分につきましては、台風10号で新しくした部分もございますので、新しい部分につきましては極力そちらを利用するというので、不足分といいますか、整備しなければならない部分のみ今回買い入れをしております。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第22号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 初度備品の一覧表の別紙であります。入札にかける場合の品目で明細がないわけですが、入札の条件のときには規格とか、例えば車椅子とただけでもいろんな種類もあってみたり、それからチェアでも何でも、幅が600というだけだと相当の差もあるような気が

しますが、何かそういうふうに明示をして入札をしているのかどうかはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） ご指摘のとおり、具体なところは示して入札をしてございまして、ある程度メーカーについてもこういったものということで、あとは同程度については認めるというような形で入札はしてございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 複合施設そのものが5月からの供用開始というふうに認識しておりますが、ただいまの備品関係が3月31日納期ということは、これまでに施設そのものはでき上がっているという判断でよろしいでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 施設につきましては、本年度を工期としてございますので、建物ができて、そして備品を入れて、準備をして、オープンに向けるというような流れで進めたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、備品も納入され、完全にでき上がった状態にあるにもかかわらず、それから1カ月を要するという理由をお示してください。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 備品と、それから引っ越しで約1カ月を要して、オープンに向けるという流れになってございます。年度末までに備品は納品をしてもらって、その後に設置をして、それから現在ある支所の部分も持っていくもの、それから書類等もございまして、それに1カ月間ぐらい要するというところでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第26、議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第23号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。

次の一番後ろの新旧対照表をお願いします。アンダーラインの盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合、これが令和2年の3月31日をもって解散という運びとなりましたことから、今回規約を変更するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第23号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第27、議案第24号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第24号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことについて、関係団体と協議しようとするものである。

次の別紙をごらん願います。財産処分に関する協議書。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

1、岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。

2、還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

盛岡市については、退職手当事務を盛岡市独自でやっているものがございますので、盛岡市の部分についてのみ財産処分をするというような内容でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第28、議案第25号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第25号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

宮古地区広域行政組合格約を変更する協議に関し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する協議を行うため、議会の議決を求めるものである。

次のページ、別紙をお願いいたします。別表、第15条関係で、1で、変更後で「第27号」までに改めるものでございまして、これは27号追加となります。

それから、15のところでは、「消防指令システム、消防救急無線設備」に改めるものでございます。

それから、25、26、27を追加してございまして、「消防指令システム、消防救急無線設備のうち、共用する部分の建設又は購入に要する経費」についてを追加してございます。これは、宮古市は地方交付税の前年度の消防費の基準財政需要額の70%、それ以外は60%の額の構成比で支払いを、負担をとということとなっております。

それから、26では消防救急無線設備のうち十二神基地局の建設、それから購入に要する経費ということで、宮古市が62.6%、山田町が37.4%の負担割合ということでございます。

それから、最後が27で、災害廃棄物の処理及び処分に要する経費ということで、これは台風第19号のごみ処理の関係でございます。これにつきましては、利用率100%各市町村負担ということでございます。

備考欄で、第27号が追加されたことによりまして、「第21号、第24号及び第27号」とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） この規約変更で、号の追加がなされておりますが、この25、消防指令システムの共用する部分についての負担割合を挙げております。これは予定があるということでしょうか。共用部分の設備を近々に設置するという、その予定があればお示しいただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今議員ご指摘の無線等の設備の関係でございますが、現在平成29年度から宮古管内の全ての緊急通報、これを消防本部で一括で処理できるようなシステムになってございます。これにつきましては、宮古市が合併したことに伴いまして、宮古市のほうで一括で受ける設備を整備しておりまして、運用をしておったわけでございますが、これに岩泉町、山田町、田野畑村も一括で処理できることになりましたので、これまで宮古市のほうで負担をしておりました共通のシステムに係る部分、これを次年度から岩泉町、山田町、田野畑村でも、その所管に係る分についてはご負担をいただくということを明確に規定をするということでございます。したがって、維持費関係が主なものでございまして、これからの新規設備等はまだ予定はしておらないということでございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第29、議案第26号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第26号 町道路線の廃止について。

次の町道路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、乙茂2号線、起点、岩泉町乙茂字上18番6地先、終点、岩泉町乙茂字上18番1地先。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町道路線を廃止しようとするものである。

次のページの参考資料に図面を添付してございますけれども、この場所は以前の主要地方道の宮古岩泉線のところで、現状では橋はありませんので、途中まで道路がある。そういったような、農地に行くということもあって、そのまま町道にしてございましたけれども、今回河川改修の絡みもありまして、廃止という予定となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第26号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ただいまの説明で、町道の認識について伺いたい部分があります。というのは、ただいまの説明で、河川改修があったために町道を廃止するという説明がありました。しかしながら、考えてみると、もっと前に廃止すべき案件だと思うのですが、どのような認識でしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この町道につきましては、現在の国道455号から有芸のほうに行く橋の下流側150メートルぐらいの場所にあります。台風10号前には、そこに商店がありまして、その方、あと奥のほうには畑等があって、使用されていた町道ということでした。それが台風10号で、そこが壊滅状態になりまして、使用される方はもう畑のみとなったのですが、

これについては河川改修計画が当時ありまして、その河川改修計画が用地交渉を経て、今回固まりましたので、それで町道の部分は全部もうなくなるというか、用地買収にかかるような形になりましたので、しかも家屋のほうもなくなりまして使用する方がないということで、今回認定を廃止という形にさせていただいておりました。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） かつて橋があったと。その橋がなくなった時点で、実際には町道の要件を私は満たしていないと思うのです。したがって、その時点で町道を廃止すべきだと思うのですが、間違っていますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 認定時の要件としましては、通り抜け道路という形にはなっております。それで、橋も含めて認定させていただいておりました。これについては公衆用道路という形になっていまして、町道をわざわざ廃止しなくても管理できる状況でありまして、皆さんが使われておりましたので、これは廃止は見送って、町として管理しておりました。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 全町を見たときに、このような案件というのはほかにはありませんでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現実的にはさまざまな工事、あとは要件によって行きどまりになってしまっているようなところもございます。ただ、これについては、活用されている方がある部分については現在も町道として、それは管理しております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 認定時には、要件を満たすことによって認定されているわけです。そうすると、その要件が一つでも崩れた場合には、私は廃止の議論をするべきだと思うのですが、今後とも、いずれにしても災害が頻繁に起きている状況の中で、そういうことはあり得るのかなという思いで質問をしておりますが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 私の考えとしましては、そこが町民の皆さんに使われているという道路につきましては、これは安全管理をするのは町の役目だと思っております、

そういった部分については、今後も町で管理しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、認定要件が欠けたとしても維持し続けるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 町道については認定をしまして、そして町で適切な管理をしていくと。それを使っている町民の皆さんがいるということであれば、これは即廃止にして、民地に戻して、その方々に除雪をなささい、道路を直しなささいと言うわけには、これはいかないというふうに考えておりました、私の考えとしましては、そういった部分、需要があるところについては管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） もちろん利用者がいればなのですが、それが利用者も余りいなくなった状況の中で、私は大災害を受けた中できちっと精査すべきだと思うのです。町の無駄な経費等を考えると、その精査をして、やはり認定要件が欠けたときにはその議題にのせていくという、そういう姿勢で臨むべきだと思いますが、その考えについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現実的には、今回の災害も踏まえまして、今回は1件、この廃止路線を議案にさせていただいていますが、これはちょっと調べて、さまざまな河川改修もこれから進んできますので、使用されていない、これは町で管理する必要がないというようなところがあれば、これは廃止の方向で考えていきたいとは思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その際に、土地の所有権の考え方は、前所有者に返すとか、そういう基本的な考えはありますか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 廃止後の道路につきましては、これはケース・バイ・ケースというところがございますが、まずは近隣の地権者さんがあるとか、元地主さんがあるとか、こういったものがありますので、これまでも改良で残った道路についてはそういった交渉

をしながらやっておりますので、これからも引き続き、そういう交渉をしながら進めたいと思います。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第30、議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてから日程第44、議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの15件を一括議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について。

岩泉町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る規定を改正するとともに、功労者に対する特別待遇の見直しを行い、あわせて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和元年台風第19号災害の農地・農業用施設災害復旧事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小川小学校及び岩泉町立門小学校を閉校し、新たに岩泉町立小川小学校を設置するとともに、岩泉町立安家中学校を岩泉町立岩泉中学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小川小学校及び岩泉町立門小学校を閉校し、新たに岩泉町立小川小学校を設置するとともに、岩泉町立安家中学校を岩泉町立岩泉中学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。定住化対策として、岩泉町在住者に対し奨学資金の返還を免除するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度岩泉町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,578万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,926万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億623万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ966万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,136万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,263万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,800万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,083万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

最後でございます。議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,203万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月5日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長(加藤久民君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(加藤久民君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願第4号～請願第6号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第45、請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願から日程第47、請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願までの3件を一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第4号。令和元年11月27日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、中野るみ子。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨は、記載のとおりです。

請願事項は、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準にふやすことです。

以上のことを地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するよう請願します。

請願第5号。令和元年11月27日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、中野るみ子。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨は、記載のとおりです。

請願事項は、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設することです。

以上のことを地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するよう請願します。

請願第6号。令和元年11月28日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、中野るみ子。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨は、記載のとおりです。

請願事項は、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・介護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設することです。

以上のことを地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するよう請願します。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいま議題となっている請願第4号から請願第6号までの3件については、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時47分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第48、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。たび重なる台風豪雨災害の復旧復興事業の促進に対し、不眠不休とも言える対応について感謝申し上げながら、次の2点についてお伺いします。

1点目の質問は、住まいの情報提供についてであります。定住化促進に伴う住宅対策は、再三

にわたり論じられてきました。しかし、住民はもとより転入者の方々にわかりやすい見える形での住宅情報の集約がなされておられません。今回の質問は、住民や転入者が理解しやすい住まいの情報提供についてであります。

これまでの住宅施策は、町営住宅の整備が計画的に行われ、東日本大震災以降、被災者を対象にした災害公営住宅や宅地造成などが進み、さらに子育て応援住宅や定住促進住宅が整備されてまいりました。現状では、子育て応援住宅の需要が高く、入居希望者が多数見られたものの、災害公営住宅や台風被災者用の移転地にはあきが見られます。そして、町の広報を見ると、毎回のよう町営住宅の入居者募集が載っており、直近でも13戸の募集がありました。また、教員住宅のあきも相当数に上っております。空き家バンクの情報を見ても、1,000戸に上る空き家があるとされており、希望に沿える住宅が何戸あるのか、具体的には見えてまいりません。

こういった実情の中で、先般全員協議会において組織の再編案が示され、住宅関係の部署を一本化するという説明がありました。これから4月にかけて、各機関の定期異動者、新規採用者、復興支援者や協力業者、地域おこし協力隊の方など、多岐にわたる方々の転出入が見込まれます。現状、転入される方の住宅探しは、知人を頼るか役場の窓口への相談が主な手段となっておりますが、役場の窓口で渡されるアパート情報の一覧表では、残念ながら相談者の希望に沿える状況にありません。毎年の課題であるにもかかわらず、町に不動産業者が存在しないため、住宅確保は手探りの状態で、議員と語る会でも、町民からたびたび話題として挙げられています。

町に住もうとする方が定住にせよ、転入にせよ、不安を抱かず安心して住まいの確保ができるよう、住宅情報を一元化し、提供する体制を構築すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

2つ目の質問は、包括的な子供への支援強化についてであります。少子化時代とはいえ、子供を取り巻く環境は大きく変わり、親や子供の居場所づくり、ひとり親世帯への支援、待機児童の解消など、支え合う仕組みづくりが必要な状況にあります。高齢者福祉については、地域包括支援センターや長寿支援室、社会福祉協議会や介護福祉施設、ケアマネジャーなど、専門的な部署が多岐にわたって存在します。しかし、子育て世帯を対象とした面では、こども園や保育所、学校や放課後児童クラブなどで、子供と親を包括的にサポートする部署が見当たりません。

今回の質問は、特にもひとり親世帯の支援、子供の居場所づくりという観点からお伺いします。

県では、子育て支援課において、ひとり親世帯に実態調査やサポートに関する出前講座を開設

し、NPO法人インクルいわてや子どもセンターぬっく、シングルマザーサポート協議会やシングルマザーのつながるネットなどと連携して、ひとり親世帯の支援を行っております。また、子ども食堂を通じて、子供が安心して過ごせる場、その活動や体験を通して学ぶ場として支援の輪を広げており、大人を含めた交流や地域コミュニティーの場としても事業を展開しております。

県内のある自治体が2017年12月に行ったひとり親世帯へのアンケート調査結果によれば、子供と過ごす時間が制約されている世帯が91.6%、放課後に子供が1人で過ごす世帯が32.4%、必要とする食材が買えなかった世帯が47.4%と、早急に包括的な支援が求められているという報告がなされております。今後10年の間に単身世帯が全体の3分の1になろうかという社会の動きの中で、15年後には子供のいる世帯の3分の1がひとり親世帯になるという推計も出ております。

こういった状況の中で、誰も孤立しない地域をつくる仕組みで、未来と地域の特効薬とも言われている子ども食堂を町で実施する考えはないか。

また、子供と親、地域を巻き込んだ包括的な支援部署を説明すべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁申し上げます。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、住まいの情報提供についてであります。町民の皆様や転入者の方々にもわかりやすいものとなるよう、見える形での住宅情報の集約化が必要であることは、議員と認識を同じにするものであります。これまで良好な住宅を提供すべく子育て応援住宅や定住促進宅地などの整備を進めてまいりました。また、町営住宅等につきましても、町広報紙やホームページなどを活用して、入居者募集の周知に努めてまいってきたところであります。

空き家につきましては、実態調査を行ってみたものの、移住、定住に即応していくことは容易ではないことも実態としてはありますが、所有者の承諾を得たものは、順次空き家・空き地バンクに登録をし、情報提供を行ってきたところでもあります。

民間アパートにつきましては、議員ご案内のアパート情報の一覧表の提供をこれまで行ってきたところでありますが、情報不足とのご意見も賜りましたことから、今後におきましては民間アパート等の所有者の意向を把握しながら、間取りや写真、地図、家賃など、どこまでの情報提供

が可能なのか調査を進めてまいりたいと、このように考えております。

議員ご指摘の住宅情報の一元化につきましては、空き家バンク、町営住宅情報、民間アパートなどの情報の集約に努めながら、転入者等のニーズにできる限り対応できるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、包括的な子供への支援強化についてであります。議員ご案内のとおり、子供を取り巻く環境は、核家族化、共働き世帯の増加など、実に多様化してきているものと、このように認識しております。

そのような中、町では妊娠期から高校の段階まで、町民の皆様の要望を踏まえ、世帯の状況や子育ての段階に応じた支援施策に取り組んできたところでもあります。また、ひとり親世帯に関しましては、必要に応じて、庁内横断的に情報を共有し、場合によっては弁護士の助言をいただける岩泉よりそい・みらいネットや県の母子・父子自立支援員におつなぎをし、専門的なご指導、ご助言をいただくなど、細部にわたり支援を実施しているところであります。

子ども食堂の実施についてでございますが、社会福祉法人が主体となり試験的に取り組む動きがあると、このようにお聞きしておりますので、その取り組みに対し支援をしながら住民ニーズの把握に努め、今後の運営、方向性について研究をしてまいりたいと、このように考えております。

また、包括的な支援部署の設置につきましては、これまで各課において子育て支援施策を行ってきたところではございますが、少子化に伴う人口減少期に入り、その変化も著しいものがありますので、適切な組織体制について今後研究をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。それで、今回のテーマとしては、何とか異動時期に岩泉町においでになる方々に対しまして、不安を抱かないで、せめて住まいはどこか。さっき言ったサポートセンターでもいいしシルバー人材センターでもいいですが、ここというところがあって、安心して岩泉町に入って来られるような状況をつくっていただきたいという願いからの質問でございました。

そこで、住宅情報の集約が必要であることは認識を同じにするということになりますが、その

具体的な手法として、年度末までに、今後こういうふうにして取り組んでいくのだというお考えがありましたらお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員ご指摘の具体的な取り組みということでございますけれども、まず先ほど町長が答弁を申し上げましたとおり、私どもは町の立場としてできることという観点から考えますと、先ほどのご答弁のとおり、例えば一覧表のみでは不足だというご指摘もいただいておりますので、これに例えば住宅地図で位置をお示しするとか、それから家賃などもお聞きになって教えていただければ、それをお示ししますとか、あるいは間取り等写真撮影も許されるのであれば、その辺もお願いをして、おつけをするとか、そういったことを考えながら、まず家主の皆様当たってみるということから始めなければならないというふうに今回認識をしているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれこの問題はもう10年来とか20年来の形で、今までも再三各議員も含め、私もそうですが、お願いもしたり、住民の声をお届けしてまいりました。当然行政でやる業務ではないというのは、十分承知をしております。ただ、何せ町のどこに行ったらいいかわからないということと不動産屋さんがいないというふうなことであると、行政がちょっと指導をしながら、しからばこの関係団体もしくはグループというふうにして、窓口なり町に来たときに一回に、1カ所で、せめてデスクに座っていただきながら、どうですかと、どういう住宅が必要なのかと、そういう入ってくる人の目線で相談に乗ってやれるような、部署であれば行政ですが、部署ではなくても、そういう機関が何とか令和元年に即して、今回対応していただきたいというふうに思うのですが、時期的なものとして、今のようなのをそろえながら、しかるべき関係者に依頼なりなんなりをするというのが現時点では間に合わせるというふうなつもりでおられるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまの議員のご指摘のとおりの体制ができれば、これにこしたことはない優しい町になるというふうには認識しておりますけれども、窓口のところに場所を設けてやれるかどうか、これはまた別な問題がございますので、それについてはまだ種々研究が必要だとは思いますが、情報の集約化、これにつきましては、なるべく私ども春の時期に

間に合うような形で、所有者の皆様にまず当たってみるということで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひ早期に取り組んでいただきたいと思っていました。直近の住民と語る会でも、やっぱり地域おこし協力隊で町に入ってまいりましたと。神奈川とか遠方から来る方にとってみれば、岩泉に住めるということになれば、例えば町内で仕事しながら釜津田に住むといっても、岩泉町だと思っわけです。具体的なのは、有芸で勤めたいのだけれども、小本から通ってくださいとか、町内に住むのだけれども、やっぱり仮設ですというふうに、もう一つコーディネートする必要があるのを感じております。

ですので、地域おこし協力隊の方に限って言えば、地域おこし協力隊の方を東京からコーディネートするときに、そのコーディネートする人が町内の住宅事情も説明しながら、何とか住宅も、勤めたいという、安家なら安家、大川なら大川といったときには、そこに地域おこしをしやすいような環境の住まいを提供するところまでコーディネートしていただければと思うのですが、そういうお考えはありませんか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいま地域おこし協力隊に限定をしていただいたご質問というふうに受けとめますけれども、これにつきましては、当然来ていただく時点のいろいろ種々相談、ご説明の中で、住まいのほうのご希望も当然聞きながら、あるいは地域等のご希望も当然聞きながら、これはコーディネーターがきっちりマンツーマンで町内を連れて歩いたりとか、寄り添いながら対応しておりますので、ただどうしても物理的に見つけられないというようなこともございますので、そうはいいまして、それに寄り添うような形でご相談に乗りながら進めているのは、議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 次に、町営住宅についてお伺いしますが、10戸を超える再募集があるというふうなことで、その住宅に入りたいという人と、それから再募集ということにミスマッチと申しますか、というのがありますが、何か施策的に、当然公営住宅法の縛りがあるわけですが、現時点になって打開策というふうなのは見出せないかどうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 町営住宅につきましては、議員ご指摘のとおり空き状況がございまして、広報等で募集をかけております。現在うちのほうで検討しておりますのが、町営住宅のあきについてはもう需要がないのかどうかというあたりを考えてございまして、それで要件緩和については、公営住宅法の中で、年齢要件、あと所得の関係等も、若干その中で読み込みながらできる部分はございます。この辺については、改正にもっていくかどうかというのを今現在検討はしておりますが、その一方で町営住宅自体が老朽化してきている町営住宅があると。そうしますと、そういった町営住宅をもう一度再度新しいものに建てかえるのか、それともそういったものを廃止して住みかえをしてもらうのか、こういった町営住宅の今後の、人口が縮小していく、高齢化があるという中での維持管理の適正な戸数というのも、これもあわせて並行してちょっと今考えておりました。これについては、時期を見まして、いろいろとその辺は、検討結果についてはご説明を申し上げたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 行政で携われるとすると、その公営住宅が宅地取引業法というのにもかかわらず、堂々と取り組める部分だと思いますので、今お話しされたようなことをしっかりとやっていただきたいというふうなお願いでございます。

もう一点は、教員住宅の件でございますが、結構の戸数が建って、それから廃校もある。けれども、廃校になってもまだどなたかの先生が来るかもしれないということで、やっぱりストックをしておくというふうなことで、そこのところにかまひ活用がないのかなと思っているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 教員住宅に関しましては、現在81戸、教員住宅がございまして。その中で、入居のほうは今月の初め現在で58戸入居です。71.6%の入居率になっています。

現在は、入居の58戸のうち11戸は民間の方にお貸ししております。ということで、実際のところはまず教員の方々に貸すことをメインにしておりますが、中にはI J Uターンとか災害復旧の関係の業者さんとか、そういったところにも貸してございましたので、ただ建物がやはり築30年以上が59戸、ほとんど古い建物になっていますので、先ほど町営住宅でもありましたが、教員住宅のほうも順次、私も一回見に行っても建物が古くて、先生方にちょっと魅力ある建物とは言えないような部分もありますので、年次計画を立てながら、やはり先生方に入ってもらえるような

住宅にしながら、またあいているところにつきましては町全体的な調整もしながら活用のほうは
図っていきたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。教員住宅でも昭和50年代から平成までの間に結
構集合型と、それから単一型住宅ということで、魅力があるところもあいているところも私も見
受けられますので、ぜひ要望があった場合には、今11戸の方々が民間でも入っているということ
なので、これには相談に乗っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、子育て支援についてお伺いをします。11月の末からの新聞に3日ぐらい連続で子育て支
援に係る国の施策ですか、子供への貧困対策大綱とかというふうな形も含めて何とか、本人たち
が困っているけれども、生活苦というのを目で見えるようにする可視化には壁があるというふう
な報道もありました。

ですので、この答弁にあるようにいろんな施策はしていると言いながらも、岩泉町において、
そういう家庭というか、世帯についての直接のアンケートとか、どういうところで本当に困って
おられるのかというふうな、この答弁を見ると、余り困っている様子が見られないので、その実
態に差がないかどうかちょっと心配なわけですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

昨年末に行いました子ども・子育て支援計画に基づくアンケート調査をしたわけでございます
けれども、ただいまご質問のありました、生活等に困っているかというふうなところであれば、
やはり皆さん経済的には困っているというのは、大部分の方は回答はしておりますけれども、そ
ういった中で、施設の関係とかにやはり困っているというふうなことでありまして、特にも自分
の子供に貧困だというふうな認識で困っているというふうな回答ではございませんでした。小児
科医が必要とか、あと公園が必要とか、児童館があればとかというふうな要望の回答、アンケー
トでございました。結果といたしましては以上でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それで、まちづくり計画を策定するに当たっての住民アンケートもしてい
るわけです。それで、この前の説明、議員の全員協議会の中でいくと、子供の社会保障の充実と
いうのにやっぱり40%要望があつてみたり、それからいじめ防止の取り組みは45%にも上がつて

います。それから、支援制度の拡充と相談の充実というふうになってくると、保健福祉課当てへのアンケートには余り不安がないようですが、もう一つ踏み込んだ形の、先ほどよりせい・みらいネットでの相談もあると言いましたけれども、そのこのところをもうちょっと親身になると言ったらなんですが、声を上げられない人がいなければそれでいいのですが、そのこのところの認識についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

よりせい・みらいネットにつきましては、月1回、金曜日を定例として、各地区午前、午後で2カ所で相談に当たっております。また、その会場に来られない場合は自宅までも呼んで相談に乗っているというふうなことであります。もしそういった会場に来られないという方々であれば、もしかすると寄り添って自宅まで相談に来るかもしれませんし、町としてそういった方々をしつかりと、今現在のところ、アンケートの結果によるとその結果ではなかったものですから、今のところ貧困とか、お困りになっているというふうなことは、潜在的にいらっしゃるかもしれませんが、今後について、そこはどのような形でその方々からのご意見、ご要望を聞くか、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ国のほうでも何をもって貧困ということになるとなかなかはっきりづらいというふうなことで、公共料金の滞納の経験がおありですかという、そういうところから、やっぱり公共料金を滞納し始めているとかというふうなことになってくると、声は上げられないけれども、貧困の部分に入ってくるのではないかということで捉えているようです。

要は社会的孤立をさせないと。そういう家庭の中で子供に社会的な孤立をさせないというふうなことから取り組んでいただきたいというところがありますので、その一つの方法がさっき言った子ども食堂というか、名前がどうも子供に御飯を食べさせる場所というふうな受けとめられがちですが、そうではなくて、社会的な取り組みは県内全般において、各地区で、そこに行って、ボランティアの人たちとか、それから各家庭の親子で、そしてそういう難関なりを乗り越えて、困った道に走らないような、そういうふうな手だてをしているようでございますが、社会福祉施設での試験的な実施というふうなことですが、その具体的な部分については、何か捉えているのがありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

県下においては、うちで捉えているところは約20団体、盛岡市ではそのうち8団体の方々が子ども食堂というふうな形で、月に1回とか、2カ月に1回とか活動している実態を捉えております。

当町においては、このたび社会福祉法人百楽苑さんのところを主体といたしまして、岩泉よりせい・みらいネット、クチェカ、岩泉町母子寡婦福祉協会、そして後援団体に岩泉町更生保護女性の会と町が後援をしまして、今度の12月22日に町民会館においてクリスマスパーティーということで、カレーライスをつくって食べてということで、子供から老人までの方々を約30名ほど対象に募集をかけているところでございます。

町としては、後援ということで、今段階では取り組んでいるところでございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 最後になりますが、今のような各種関係機関があり、団体があるというふうなことで、この連携会議というか、これを年に何回ほど行っているのか、その会議の中で、町のほうからこういうふうな政府の要綱なり指針に基づいて、こういうところにも目を向けながら、そして組織をしかるべき方向に持って行っていただきたいということから、そういうふうな方向づけも依頼をしながら進めているかどうかということについてお伺いをします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

方向づけということにつきましては、今現在走り出したところでございますので、今後はやはり対象となる方々のニーズも踏まえた上でその方向づけをすべきかどうかを判断しながら、それが岩泉町型でできるのか、今回行う子ども食堂という名前ではなくて、皆さんが来やすいということで、名前を「どんまっちゃあ」という岩泉弁である言葉を使って取り組むというふうなところでございますので、この方向性がニーズを捉えた上でどのような方向になるかを研究してまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございました。ぜひ取り組んでいただきたいのですが、「ドンマッチャア」という英語でいくのか、「どんまっちゃあ」という日本語でいくのかはひとつ、発音が

結構、受けも違ってくるかと思いますが、地域によっても違うかと思いますが。

先ほどご答弁いただいたように、それでは対象者がどれぐらいいるのかというのも、この漠然とした中での私も話なものですから、ぜひそこについては、できるだけ現状に即した調査をしていただきながら取り進めていただきたいということ意見をとして申し上げて、終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和元年第4回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の基本方向について一般質問を行います。

冒頭、本年10月の台風第19号により、とうとい命を落とされました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

忘れる間もなく大きな自然災害が頻発する昨今、これらのたび重なる被害を乗り越え、早期に復旧、復興をなし遂げていくことを切に願ってやみません。

それでは、質問に入ります。過日、次期総合計画の基本構想素案が示されました。これからの計画目標年次に当たる7年の期間は、時代の大きな転換期にもなると思われれます。本町は、中山間地域にあって、人口減少、少子高齢社会が進行しているところに大きな台風災害に見舞われました。次期総合計画は、大災害からの復旧、復興をなし遂げ、その先の発展を見据えた新しい岩泉を創造するものであります。国内外における時代の大きな潮流を捉えながらも、町の現状認識に立って、加速化する人口減少に歯どめをかけつつ、持続可能な町をつくり上げていくものでもあります。

また、この計画は現状認識の的確な把握とともに、その課題を解決するアイデア、プロセスを示すものであります。中居町政のカラーを出し、町民が期待や希望を持ち、共感を得られるメッセージ性がある計画になるよう願っております。

以下、以上のような観点に立って、次期総合計画・基本構想素案の内容について順次お伺いします。

1点目は、第1章、岩泉町を取り巻く状況についてであります。2の社会情勢の動向の中では、世界、日本の変化、人口動向などは掲げていますが、岩泉の現状認識については触れておりません。町の現状認識、課題を整理して掲げ、展望する政策ビジョンへと展開を進めてはいかがでし

ようか。例えば台風第10号災害からの復興、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、加速化する町の人口減少、町の人口の約半分が高齢者という超少子高齢社会への対応、農林水産業など産業経済の振興、発展、道路等インフラ面の地域格差の是正などが挙げられます。これらの現状認識に立って、次の章の将来像・基本目標や重点プロジェクトにつなげていくべきと考えます。町長のご見解をお伺いします。

また、目標年次の人口、町内純生産や町内分配所得が示されていませんが、どのようにするお考えかお伺いします。

2点目は、第2章、まちの将来像・基本目標についてであります。まちの将来像として、キャッチフレーズとして、「大きな樹から希望の花咲くいわいずみ」を掲げています。掲げる文章に「岩泉町の新しい時代を見据えた将来像を実現するための取り組みを進めていく必要がある」とも述べています。そうであれば、現計画で使っている「大きな樹」にはこだわらなくてもいいのではないのでしょうか。

また、「花咲く」あるいは「花」は、「まち」あるいは「町民生活のステージ」をなぞらえて「花咲く」として使っていることなのかと思われませんが、誰にでもわかるストレートな表現のほうがいいと思います。

このまちの将来像の考え方についてお伺いします。

3点目は、第3章、まちの将来像の実現に向けた方向についてであります。町では、総合計画とは別建てで、総合的な計画として災害からの復興を目指す震災復興計画、災害復興まちづくり計画、人口減少に歯どめをかけるまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、施策を推進しています。次期総合計画は、まちづくりを進める最上位の計画であります。この計画に震災復興計画、災害復興計画、創生総合戦略を組み入れ、計画の整合性をとりながら施策を展開するべきであります。

次期総合計画・基本構想素案の第3章、まちの将来像を実現する方策として、分野別計画、政策編、重点プロジェクト、戦略編、地域別計画、地域編を掲げて推進するとしています。震災復興計画、災害復興計画、創生総合戦略についても復興編、創生編として計画に位置づけて、一体的に推進を図るべきと考えます。町長のご所見をお伺いします。

4点目は、重点プロジェクト、未来を創る戦略についてであります。町の大きな課題は、人口減少、産業振興であります。これに最優先かつ全力で当たっていかなければなりません。さきに

も述べました町の現状認識、課題を踏まえるとき、災害からの復興完遂、仕事、雇用を創出するための産業振興、産業起こしとして農林水産業の生産振興と6次産業化、起業家の養成、小規模事業者の支援など、産業振興政策を重点プロジェクトに掲げ、町を挙げて全力で事業展開を推進しなければならない事項であると考えます。

また、これからもどんどんふえる空き校舎を、町の課題である産業起こしや雇用の創出、関係人口、交流人口の促進、直売、住民の憩いの場など、有効な活用を図る空き校舎活用プロジェクトとして取り上げて、組織横断的な取り組みを含めて、この難題に果敢に挑戦するような取り組みも大切であると考えます。町長のご所見をお伺いします。

5点目は、地域振興の展開、地域編についてであります。計画で掲げている地域振興の展開、地域編は、各地域振興協議会の計画案を挙げているに過ぎません。これはこれで、町と地域が協働で進めていく計画としては必要であります。加えてその前に地域の現状認識、課題を踏まえ、町としてその地域をどのようにしていくのか、地域のインフラ整備や地域ごとの目指す進行方向を掲げ、取り組むべき方向性を描いて実践していくべきであります。このことにより地域住民に期待感を持たせ、住民が安心して暮らすことができる地域づくりへとつながっていくものと考えます。町長のご見解をお伺いします。

6点目は、計画の推進と行政経営についてであります。計画策定に当たっては、町行政経営のプロである職員の創意と英知を結集した計画策定が求められます。また、この計画を策定して終わりではなく、組織を挙げこの計画を実践し、実効性のあるものにしていかなければなりません。

計画策定に当たって、組織体制はどのようなスキームで全職員がかかわって策定作業に取り組んできたのか、職員への計画内容の周知と意見聴取は行われているのかお伺いします。

また、現在はまだ計画の作成途上ではありますが、計画を推進するに当たって、今後の行政経営をどのように取り進めていくおつもりでしょうか。計画をより実効性のあるものにするためには、柔軟な組織機構の改編も必要であると思います。あわせて、現在約200人の職員規模であります。職員の人数、会計年度任用職員を含め、計画年度中の職員体制はどのようにするお考えか、町長のご所見をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。よろしくお願いをします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、1点目の岩泉町を取り巻く状況についてであります。ご案内のとおり、日本全体が既に人口減少社会に突入をしております。これまでにない人口減少、少子高齢化が進行しつづけます。

本町におきましても、このような状況が今後あらゆる地域経済活動などに影響を及ぼすものと認識をしております。現在策定を進めております次期総合計画の大きな課題の一つであることは明白であります。

基本構想の素案では、このような現状につきまして、人口の動向や財政見通し、また社会情勢の動向という項目の中で触れていたところではありましたが、今後の策定作業におきまして、まちづくりの前提となる現状認識、課題等について引き続き整理をしまいたいと、このように考えております。

また、人口の推移につきましては、次期総合計画に位置づけております第2期人口ビジョンとして定める予定で進めており、純生産などの経済見通しにつきましても基本構想の中で位置づけてしまいたいと、このように考えております。

2点目のまちの将来像・基本目標についてであります。岩泉町の新しい時代を見据えた場合、これまで育ててきた、いわゆる「大きな樹」は柱に据えるべき非常に大事なものであると思っております。この成果を「花」になぞらえ、これまでの取り組みの中で芽吹いてきたものが、令和の新しい時代にさらに町民お一人お一人の多様な「花」として咲き誇るような岩泉町を目指していくものとして整理をしたところではあります。これにつきましてはこれまでさまざまなご意見を頂戴しているところでもありますので、さらに検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

3点目のまちの将来像の実現に向けた方向についてであります。まず東日本大震災の復旧、復興を目的とした震災復興計画につきましてはほぼ完遂したものと認識をしておりますので、次期総合計画の中では、現在でも震災関連で取り組みを進めておりますソフト事業につきまして、部門別振興計画の中で位置づけ、引き続き推進をしまいたいと、このように考えております。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、本町の大きな課題であります人口減少への対応に特化した計画でもありますので、次期総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、創生総合戦略を兼ねたものとして事業展開を進めてまいりたいと、このように考えていると

ころであります。

一方、平成28年台風第10号豪雨災害の復旧、復興を目的とした復興まちづくり計画につきましては、その対象が全町に及ぶものであり、復興の理念や目標、基本方針等につきましては、当該計画での位置づけを基本としながら進めてまいりたいと、このように考えておりますが、当該計画における復興期間中の各種事業につきましては、次期総合計画にも反映させることとしておりますので、実施計画の中で位置づけをし、一体的に事業推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

4点目の重点プロジェクト、未来を創る戦略についてであります。町の大きな課題であります人口減少は、産業振興の面におきましても、後継者確保の問題や働き手の不足など、さまざまな分野に影響が出てくるものと認識をしており、重点プロジェクトの中で雇用環境の充実として位置づけ、農林水産業の生産基盤の強化や中小企業者の支援等、取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

また、空き校舎の活用につきましては、現在内部組織等において利活用の検討を進めているところではあります。施設が大規模であること、また今後の人口減少の動向等も踏まえ、後年度への負担等も慎重に検討する必要があるものと認識をしているところであり、引き続き調査研究を進めながら、具現化に向けてさらに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

5点目の地域振興の展開、地域編についてありますが、地域編につきましては、基本的に地域振興協議会を核としたソフト事業的な部分につきましては、地域振興展開の方向性を位置づけておるわけであり。

地域におけるインフラ関係は、地域のご要望にも配慮をしながら、施策ごとに課題を整理し、それぞれの部門別振興計画において推進をしてまいりたいと考えております。

各地域の課題や特性につきましては、地理的な条件、地域住民の皆様お一人お一人の考え方、受けとめ方もありますので、町としての地域ビジョンにつきましては、地域の持ち味が十分に発揮をされ、それぞれの振興策が住民ニーズに沿うような形で進展されるよう、各地域振興協議会と連携をしながら、次期総合計画とは別に検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

6点目の計画の推進と行政運営についてであります。計画策定の過程におきましては、課長等による策定委員会、総括室長等による幹事会などを開催しながら取り組んできたところであり

ます。

部門別振興計画につきましても、各課等における現行計画の現状と課題、そして次期総合計画で目指す姿などについて、検討結果を意見聴取しながら策定作業を進めております。

また、本町の明るい未来に向けた事業展開を図るため、重点プロジェクトの項目を前提とした職員によるプロジェクト提案を募集し、その提案内容の審査を行い、ブラッシュアップしたものをさらにプレゼンテーションで発表、そして意見交換をしながら、職員一人一人が岩泉町の将来を見据えた施策について真剣に議論を重ねてきているところであります。

最後に、次期総合計画の推進に当たっての組織機構の改編の考え方ではありますが、当面現状の体制で進めてまいりたいと、このように考えており、その時々々の社会情勢や住民ニーズの変化に対応しながら、町が取り組むべき重点プロジェクトに的確により効果的に対応していけるよう、必要な部署につきましては人的にも強化をしてまいりたいと、このように考えております。

また、各課横断的な部分につきましては、プロジェクトチームなどで柔軟に対応をしてまいりたいと、このように考えております。

計画期間中の職員規模につきましては、平成28年度の定員管理計画目標が173人に対し189人の職員でありますので、人口減少の動向、今後の財政見通しを考えると、それを上回らない体制にせざるを得ないと、このように考えております。

現状では、多様な住民ニーズへの対応や働き方改革などで、職員数の圧縮は厳しい状況ではありますが、業務の効率化、スリム化、IT化、さらには人材育成を進めながら、次期総合計画を着実に実行できる体制を構築してまいりたい所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問ございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 2番、お願いします。今素案段階でありますので、最終までにはいろいろ今から練っていくということだろうと思います。でありますけれども、若干再質問をさせていただきます。

まず、質問に入れられなかった事項もありますので、含めて質問をします。まず、最初の仮称で出ていますが、「岩泉町まちづくり総合計画」の名称について挙げてはいますが、今回町長もかわりますし、新たな計画でありますので、私はここでも名称もやっぱり今の時代に合った名

称にするべきではないのかなと思います。というのは、これまでの経過を見ましても、当初は開発計画から始まりまして、町勢発展計画、3次にわたりました。そして、この前に「まちづくり総合計画」という名前をつけました。というふうなことでありますので、高度成長からの時代、今またこういう時代でありますので、それに合った名称を最終案までには多分検討しているかと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 次期総合計画の名称でございます。議員ご指摘のお考えも、私も認識をしながらこれまで進めて考えてきたところでございます。いろいろ考えをめぐらせてはきたわけでございますが、しからば「岩泉町民計画」がよいのか、それとも「岩泉総合計画」がよいのか、いろいろ考えをめぐらせてまいりました。

しかし、今の段階におきましては、平成12年から10年間、22年度から10年間、20年間「まちづくり総合計画」で取り組んでまいりました。したがって、この20年の実績を踏まえたところで今後のまた7年があるものということの認識で、現段階では「まちづくり総合計画」という名前に今は仮称としているところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 次に、もうちょっと中身にもう一点触れさせてください。計画の中で、新しい概念の導入というふうなことで挙げておまして、SDGs、または2つ目がSociety 5.0なども特筆して挙げております。ということは、これも計画に位置づけて実施していく、あるいは行政、今後のことかもしれませんけれども、行政経営するに当たって、これをどのように組み入れてやろうとしているのか、あえてこれを挙げたのを含めましてご答弁していただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今回の基本構想の中におきまして、新たな概念の導入ということで挙げさせていただきました。これは世界の動き、国の動き、大きな動きということの中でこの2項目をのせさせていただいたわけでございますが、1つが議員ご指摘のSDGsに関する取り組みでございます。これは、ご案内のとおり国連サミットの中で、いわゆる世界のリーダーによって採択をされた国際社会共通の目標ということでございまして、持続可能な開発目標、SDGsと呼びまして、「誰一人として取り残さない」、こういう理念のもとで、経済、社会、環境の課

題を総合的に解決することを目指した目標であるというふうに私どもは理解をしております。

最近では、こうした理念、考え方を市町村や県の総合計画に取り込むというような例もふえておりまして、ことしの国連におきましても、日本国総理大臣がSDGsを経営理念に取り入れた企業や環境に優しいまちづくりを進める自治体を支援し、国内活動を強化するというふうに発言をしておりますし、また今年度から始まっております県民総合計画でございますが、これにもこの理念が盛り込まれております。

また、さらに今回の次期総合計画は、地方創生の総合戦略も兼ねるということで町長がご答弁を申しあげましたけれども、この地方創生の総合戦略におきましてもこのSDGsの考え方を盛り込むというようなことになっておりますので、こういった理念を盛り込みながら次期総合計画も考えていきたいという意味でのせらせていただいたものでございます。

さらに、Society 5.0でございますけれども、これも国が提唱をする大きな流れの中の未来の社会コンセプトということでございますけれども、いずれにいたしましても新しい技術の発明によりまして、少子高齢化や地方の過疎化などの課題を克服するということを目指してのロボットあるいは自動運転車などの開発を進めていきながら取り組んでいくということでございますので、私どもといたしましても、次期総合計画におきましてはドローンの活用でありますとか農業分野における無人運転、人工知能の活用等、そういったものを検討してまいりたいということで、動向といたしまして、この2つの新しい考え方をのせさせていただいたということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 2番です。それでは、質問した事項にも若干入らせていただきます。まちの将来像、基本目標、キャッチフレーズ、ここは大事なところではあるかと思えます。なかなか議論は、これはしにくいところであります。

「大きな樹」については、質問したとおりであります。

それで「花」、あるいは「花咲く」についてでありますけれども、これはいろんなイメージがありますし、広いものでもあります。ご説明にあったとおりのこともありますし、しならばこれを見て別にとる人もいっぱいいるのかなと思えます。町の象徴の花、キリの花も最近見えなくなりました。花は散りますとか、そういうよくない表現は申しわけないですけれども、そういういずれとる人によっていろいろあるかなと。

でありますので、なぜ花なのかなということがまだよくわからない。ぜひこれから総合開発審議会等、あるいは課内の策定委員会等で、職員の組織等でこれはもんでいったほうがいいのではないかなと思います。これは、私の思っている感想、意見を申し述べました。これについては答えをもらっていますので、いいです。

それで、これを進めるための次の実現に向けた方向性の中で、創生編、あるいは災害の復興編をやっぱり組み入れてやったほうがいいのではないかとのことで質問しました。震災復興計画はそのとおりで終わっていますから、あとは計画などでソフトをやっていくということです。要らないというか、その中でやるということでもありますので。創生総合戦略も総合計画の一つの計画でいいのであれば、それはそれで理解します。

次の災害復興計画、これについては現計画、総合的な計画があるわけでありましてけれども、これについてはまだ期間もありますし、その先の復興を完遂するためにまだまだかかる、こまいところを入れますと時間もかかる。今度の総合計画の期間内にやるべきことがまだまだ、大どころは終わりますけれども、あると思いますので。今回総合計画の策定があるわけです。これはやっぱり位置づけて入れるべきだと。実施計画の中で挙げてやっていくことではないと、方向性も入れてやるべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 議員ご指摘のとおり、復興まちづくり計画、台風10号でございますけれども、これは平成29年度から令和3年度までということで、あと3年あるわけでございますが、この計画をそもそも策定いたしますときに、総合計画、これとは整合性をとりながら進めていきますよという大きな前提のもとで策定をされております。

したがいまして、今策定をしております次期総合計画の中に復興まちづくり計画で策定をされている実施計画的なこと、あとは項目立てをしていること、これは十分にしんしゃくをして、整合をとりながら次期総合計画にも位置づけるということで考えておりまして、復興まちづくり計画につきましては、これはこれで33年度までの期間の中でやる。そして、次期総合計画とダブる部分につきましては、次期総合計画にも整合性を持って位置づけをしながら取り組んでいく、そういう意味でのご答弁ということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） もうちょっと再質問します。地域振興の展開、地域編についてであります

が、ご答弁ですと、最後に「次期総合計画とは別に進めてまいりたいと考えております」ということではありますが、今計画策定しているのですよね。その中で、この位置づけも入れないで、これは別建てでやりますということは、私ちょっと理解できないのですが、この点についてお答えしていただければと。もしありましたら。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 各地域、これはもちろん岩泉地区も含めてでございますけれども、これの各地区の地域振興につきましては、基本的には地域振興協議会の計画、主なソフト部分にはなるかと思っておりますけれども、それを中心にいたしまして、振興協議会と協働しながら進めていくというのは、大きな柱の一つでございます。

ただ、いずれインフラ部分の面でありますとか、あるいは地域の課題、特性につきましては、先ほどご答弁を申し上げましたとおり、地域によってそれぞれ特徴なり、それから弱点なり、強みなりがあるわけでございまして、なかなかそれを次期総合計画の中に、そのエリアに限ったような言い回しですとか整備の計画をうたい込むというのは、これは後戻りをする可能性が非常に出てくるというような私どもの議論のもとで、これは全体の中での視点で俯瞰をしながら、定めながら、あるいは地域の個別のことについては、やはり地域振興協議会との協働を図りながら進めていく、これのほうの実効がある取り組みができるのではないかとということで、このような考え方に沿ったものであります。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 重点プロジェクトのところ、これが大事な計画だろうと思っておりますが、この中で、産業振興のところは雇用のことであっているんで、そこでやりますと、やれますということでもあります。雇用が産業振興、いろんな面にこれを一般の町民が見て通じるのかな、つながるのかなと思っております、これの柱としてはいずれ挙げるといことだろうと思っておりますので、ここらについても産業の振興の面についてやるというふうなことで、ストレートで挙げたほうがいいような気がします。ぜひ次の最終案までには、ご検討方お願いします。

それから、PDCAのサイクルでやっておりますが、そのとおりいろんな章をやっていますが、計画P、D、いずれこれを実施する、これが一番大事だろうと思っております、この評価もありますけれども。実施する、ここのところがこれが難しいところではあります、例えば前に質問した中で、空き校舎のプロジェクトチームはいかがでしょうかとした中で、今プロジェクトチームをつ

くって検討しているということでありました。ここで、今どんな状況なのか、計画の質問でありますけれども、もしお答えしていただければ、この状況等も教えていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どもは、昨年度から議会からのご指摘もいただきながら、各課横断的な廃校舎等々の利活用に向けた検討チームを立ち上げて、種々これまで視察をしたり検討を重ねているところがございますが、その中でまずいろんなご意見をもとにいたしまして、一つ例えばお試しサテライトオフィスでありますとか、あるいは歴史民俗資料館、あるいはお試し宿泊関係とか、そういった今内部の、まさに町長の私案として内部検討をしているという状況でございます。これにつきましてははしかる時期に議会のほうにご協議を申し上げるという時点で、今はまだ詳細を明らかにする段階までには至っておらないということでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それから、実施に当たって、組織機構等含めて柔軟な体制で人を動かしてやっていると、それはそのとおりだと思います。ぜひお願いしたいのですが。

それから、「プロジェクトチームなどで柔軟に対応してまいります」とお答えがあります。設置要綱に基づくプロジェクトチームは、どういうことで設置するのかでありますけれども、専属で当たればいいのですが、本務をもって、関係する職員が集まって検討する、その段階で大体終わっているのです。これをD、ドゥー、実施するというふうなことに持っていけば、このプロジェクトチームの内容がまだこれからでしょうけれども、今までで設置している要綱でやるのであれば実施する方向、これが大変ですので、大変というか、大事ですので、やっぱり単なる設置要綱に基づく、定めにに基づくプロジェクトチームで検討して、「はい、検討しました」で終わりではなくて、やっていただければと思います。

それで、今思いつきのような質問でありますけれども、例えば実施するために副町長さん2人おられます。若い副町長さんがおられますので、例えば何々推進本部なり、課題重点プロジェクトの中の本部なり、あるいは会議なり、その名称はいろいろあるかと思いますが、そこをトップにして、副町長をトップにする組織で実施するというふうなこと等々など、やっぱり今後推進に当たっては検討していくべきだなと思っております。

ちょっと長い質問しました。次期総合計画、まさに今素案が出ました。これからは職員含めて、これに肉づけと申しましょうか、意見はできるだけ尊重して入れて、総合計画審議会の意見もあ

るとは思いますので、入れて、これからが大事だと思いますので、ぜひいいものにして、これを実施して、この先の持続ある岩泉町をぜひつくっていききたいなと思います。

そのことをいずれ行政経営のプロである職員の人たちにいい計画をつくって実施してもらって、住民に期待されるようなものをつくって、これを実施していければなど、そんな思いであります。このことを申し上げまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎でございます。さきの台風19号災害で犠牲となられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

まず、台風19号災害による被災者の生活再建支援金について質問します。本町の被災世帯は、準半壊11世帯、床下浸水66世帯となっています。そして、支援金の支給内容を見ると、準半壊20万円、床下浸水は支援金ゼロとなっています。しかしながら、近隣の田野畑村や普代村では、床下浸水世帯にも3万円を支給する予定と伺っています。

床下浸水は、被害の程度は小さくても、精神的な苦痛は大きかったはずで、このような困難に直面したときこそ、町が手を差し伸べる必要があると考えます。このことが支え合って生きていく地域をつくります。

そこで、本町でも床下浸水世帯にも支援金等を支給すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、台風19号被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免について質問します。国保医療費免除については対象者は7世帯11人、うち4世帯7人は震災減免実施中、介護保険利用料免除については3世帯3人、うち1世帯1人は震災減免実施中となっており、期間は令和元年10月12日から令和2年1月31日までとなっています。

私は、台風19号被災者で震災による減免措置の対象となっていない世帯について、国保医療費・介護保険利用料を令和2年2月1日以降、5割減免すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、令和元年台風第19号災害による被災者の生活再建支援金についてでございますが、さきの議員全員協議会におきまして、町の支援につきましては、準半壊世帯に対して20万円を支援する方向である旨をご説明したところであります。

支援内容につきましては、東日本大震災及び3年前の台風第10号豪雨災害の支援の内容を基本とし、被災者への支援の公平性、継続性等を総合的に検討した上で判断をしたところであります。

また、今回の台風被災の対応といたしましては、台風第10号豪雨災害を教訓に断水地区への給水活動、無料入浴サービスなどを実施したほか、被災者宅を訪問して健康面、精神面の相談を行うなど、被災者の精神的苦痛を少しでも和らげるように努めてきたところであります。

さらには、災害廃棄物の撤去、被災家屋と宅地の消毒、し尿のくみ取りなど、被災者が一日でも早くもとの生活に戻るよう対応をしてきたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国保医療費・介護保険利用料の減免についてであります。議員ご案内のように、国保医療費と介護保険サービス利用料の免除期間は令和2年1月31日までとしておりますが、2月1日以降につきましても、台風第19号の被災者の皆様には、台風第10号豪雨災害と同等に対応していきたいと考えておまして、今現在前向きに検討をしているところであります。

議員ご提案の5割減免という案も選択肢の一つでありますので、国や県の支援の動向なども見ながら、できる限り早い時期に判断をしてみたいと、このように存じておりますので、ご理解を賜りたく、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 台風10号豪雨災害の支援内容を基本としてとあります。そして、その中で継続性等を総合的に判断した上でということで答弁がありました。質問の中にありますが、田野畑村、普代村では、見舞金、支援金として3万円支給する予定になっています。隣同士の町村で、岩泉町では出さないということになれば自治体間格差が生じるとは思いますが、この点についてはどういうふうに考えるのでしょうか、お願いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

確かに田野畑村、普代村さんでは3万円というふうに、支援金、見舞金ということでお聞きはしているところでございますけれども、当町といたしましては、答弁いたしましたとおり、台風第10号の際、東日本大震災の際の被害状況を総合的に勘案すると、現在の被害世帯であれば、準半壊、床上浸水になりますけれども、その世帯のみにしかできないだろうというふうなことでございます。あとは、町には災害見舞金という制度もございまして、そちらのほうでも床上浸水からというふうなことで定めております。

そういったように、床下浸水になりますと、床の下をくぐり抜けていったというふうな状況さえも床下浸水の認定になる可能性もございますので、今回の災害につきましては、床上浸水、準半壊というところを基本といたしまして、支援金のほうの支給を判断して、そのようにしたところでございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） ただいまの答弁で、床下浸水のことで、床下を通り抜けていったというふうな答弁ですが、山田町では、床下浸水で床下を通っていても、そのときの畳の状態が被災証明の発行の内容が変わるといっているのですね。そういうふうな点を考えても、やっぱり単純に床下浸水で終わりで考えないですべきだと考えます。

それから次に、継続性を総合的に検討すると言うのですが、被災の状況で支援の手を差し伸べるときは、新しく制度をつくるというか、新しく進めていくこともこれからは当然出てくると思います。そういうふうなときには、過去にさかのぼってやるということではなくて、これからやっていくのだと、そういうふうな形で進めるべきなこと、新しく始めることも大事なことだと思うのですが、この点についてはどういうふうに考えるでしょうか。新しく始めるという点については、どういうふうに考えるでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

昨今自然災害による、特にも台風の影響による災害が頻発しているところがございます。そういったことから、浸水にかかわる世帯数というのは多分に多くなってくるというふうに考えております。つまりは床下浸水の被害に及ぶか及ばないかというふうなところの点について、全てにおいて被災というふうなことで見舞金、支援金なりという制度を定めていきますと、町の財政

的な面も考えていかなければなりません。

こういったことから、総合的に今後訪れるであろう台風災害というところも考えまして、今回被災程度は一部損壊、準半壊以上というふうなところに着目しておりまして、それが床上浸水というふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 質問の中でも述べたのですが、困ったときにこそ手を差し伸べてやっていくということが、このところがすごく大事だと思うのです。その先頭に町が立っていくと。これは、私は3万円なら3万円という金額にこだわる必要はないと考えます。金額が少なくても、そういうふうに町が手を差し伸べることがこれからの町をつくっていくのだという、そういう気持ちが強くなると考えます。この点についてはどう考えるでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 確かに福祉の立場といたしましては、困っている人に手を差し伸べたいところではございます。しかしながら、福祉のところでも線にある一定の基準を設けてその線を引かなければならないという判断に迫られるところではございまして、町としても今回被災が本当に少なかったわけではございますけれども、前回の10号から比べればですが、そういったところで総合的に判断して、この基準というふうなところをここに定めたところでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、国保医療費・介護保険利用料の減免についてですが、答弁の内容で、前向きに答弁しております。ぜひこういうふうな形に前向きで解決するようにしてほしいと願っています。

そこで、国保医療費・介護保険利用料の減免と一体として考えているのですが、その中で国や県の支援の動向なども見ながらとあります。この点について質問します。私が調べた中では、台風10号が発生して、国保医療費・介護保険利用料は28年から始まっております、28年度、29年度は、県が国保医療費の町の負担分を含めて、復旧、復興に係る町の負担分に対して、県で単独の支援をしてきたと。30年度については、それが国の特別交付金で間に合ったのかどうかかわからないのですが、30年度は県の単独交付金が出ていないと。この点については、そのとおりでしょう

か。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 県の震災と台風10号の減免を行っているところでございますが、県の広域化前は、震災については県が1割、国が8割、町の持ち出しが震災分については1割という持ち出しでございました。それで、台風第10号におきましては、県の負担はなくて、全部国のほうの8割の負担と2割の町の持ち出しという状況でございまして、それは令和元年度の広域化においても同じ状況と認識してございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 県のほうの言い分では、復旧、復興の費用と国保医療費減免の町の負担分、両方を合わせて県の単独交付金を出していると、県としてはそれを強調するのですが、その点はのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 私の認識といたしましては、さっき言った町の場合はそうですが、他の震災のほうの基準、国の8割が来ないところに対して、県は来ない分の8割と県の1割を持ち出して、震災の分にはその分を交付しているということで伺ってございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 町民課でなくて、担当課のほうではどういうふうな感じでしょうか。担当課は、県からの単独交付金に関しての。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 県からの交付金、それから特別交付税の部分、どちらの部分かちょっと、現在資料を持ち合わせておりませんので、不明ではございますけれども、包括的な形でもしかすれば来ている可能性はないとは言い切れません。ただ、細々な部分が、これが国保の分だとか、介護の分だとかというような形ではちょっと今確認ができませんので、回答は控えさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 県でしゃべっているのですが、復旧、復興、それから医療費減免の町の

負担分含めて、28年度、29年度は出したと。30年度は出していないと言っているのですね、国の特別交付金の関係で。そのところは中央当局とも話し合っているということなのですが、その点についてはそのとおりでしょうか。よろしいです。

県のほうでは、こういうふうな点について町のほうとも話し合っているといくので、町のほうでも積極的に要望をしてほしいと、そういうふうに言っています。30年度は、県の単独交付金が出ていないと言っています。現在31年度、令和元年度は、県からの単独の交付金は出ていますか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 単独の交付金という意味合いがちょっと不明ではございますけれども、特別交付税につきましては、県である程度算定をして各市町村に交付をしているという状況でございます。その中で、特殊事情等々につきましては、県のほうで勘案しながら交付をします。その内容が12月交付までにおきましては、特別交付税もルール分ということで、これについては幾ら、これについては幾らという形で積算はします。ただ、3月交付については、内容については具体的な部分についてお示しはいただけませんで、包括的な形で金額が交付されているという状況でございますので、もしかすればそちらのほうに含まれているという判断なのかもしれません。その点については、うちのほうではちょっと確認はできない状況でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） それでは、そのところですが、県のほうで最後に言っているのは、引き続き町の状況や要望をしっかり伺って対応していくというふうに言っているのですよ。それで、岩泉町で積極的にやってほしいなと考えます。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 今回の台風19号もそうでございますけれども、10号、それから東日本大震災につきましても特別交付税、特殊事情がありましたらば、その分を全部出してくださいということで、当町からもその部分につきましては、単独費につきましては特別交付税で何とかお願いしますよということで、包括した形で上げているという実態でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 最後になりますが、やっぱり台風10号、19号からの復旧、復興にとっては、私は被災者の国保医療費や介護保険利用料の減免という問題も大きな比準を占めると思います。これを続けていくためにも、岩泉町としても、この問題は、町の負担分に対して国が8割の

負担、岩泉町がそれ以外ということになりますが、県の単独の交付金を獲得するように、一生懸命県に対して要求していったほうがいいと思います。そのことを述べまして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎竟次郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時45分)

令和元年第4回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 1 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 元 年 1 2 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 元 年 1 2 月 6 日 午 後 零 時 1 3 分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	5 番	三田地 久 志	6 番	林 崎 竟次郎
	7 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和元年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月6日(金曜日)午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、三田地久志君、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

ごみの減量化についてですが、本年の3月、フィリピンの海岸に打ち上げられた鯨の胃から40キロものビニール袋が出てきたというニュースがありました。日本でも2018年の夏、神奈川県鎌倉市の浜辺に打ち上げられた鯨の赤ちゃんの胃からプラスチックごみが出てきたという報道がありました。海のプラスチックごみについては、世界中で問題になっており、なかなか解決策が見出せていないのが実態です。

そのような中において、本町はリサイクル率が35%以上と県内トップクラスで推移しており、大変素晴らしいと思います。このリサイクル率の高さは、歴代のリサイクル推進員などの功績であらうと思います。しかしながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の概念をさらに町民の皆様へ訴え、実践していくことがもっとも必要ではないかとの思いからの質問であります。

さて、上記の課題もありますが、岩手県が発表している資料で、本町の1人当たりの一日のご

み排出量は年々増加傾向にあるということが読み取れます。平成22年に384グラムであったものが、平成29年には488グラムと100グラム以上ふえており、1年間には1人当たり約38キログラムもふえていることとなります。これを燃焼するための化石燃料の使用、町内収集と宮古市までの運搬に使用する化石燃料は、間違いなく地球温暖化の一因にもなっているのではないのでしょうか。

また、食品ロスについては、本年10月1日より「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。本町での取り組み状況を伺います。

農林水産省によれば、我が国の食品ロス量は、2016年に643万トンで、国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助の約380万トンを大きく上回っております。食料自給率が4割を切るという国が海外から大量に食品を調達しているにもかかわらず、こうして大量の食品ロスを生み出しています。

我が町のごみの排出量が増加していることは、この食品ロスに一因があるものと思われまます。町では、生ごみの減量のために、かつてコンポスト等への補助を行っていましたが、現在はどうなっているのか。また、検証結果はいかがか伺います。

生活していく上でどうしても排出されることが否めない家庭ごみの処理について、岩泉町まちづくり総合計画の中に落とし込み、ごみの減量化に向けた取り組みが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

次に、地域限定旅行業の取得についてです。観光が地域振興に及ぼす効果については、異論がないことを前提としての質問であります。

地域限定旅行業は、地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへ対応するため、旅行者を受け入れる地域が地域の観光資源を活用した旅行商品や体験プログラムを旅行者に提供することができるよう創設された旅行業法の登録種別です。

地域限定旅行業で取り扱い可能な業務範囲は、営業所の所在地と、それに隣接する市区町村内の募集型企画旅行の企画・実施、受注型企画旅行の企画・実施、手配旅行の企画・実施、他社の海外・国内の募集型企画旅行の受託販売であります。

この旅行者を受け入れる地域でつくられる着地型旅行商品を取り扱うためには、地域の魅力をよく理解している必要があります。

町では、地域おこし協力隊でDMO隊員を募集し、10月に着任しております。任期3年のうちに岩泉の魅力を知っていただき、将来にわたって事業として立ち上げていくためにも、地域限定旅行業の取得が必要ではないかと考えます。

観光協会、宿泊施設、運送会社などと連携し、日帰りや宿泊を伴うツアーを企画することができることから、岩泉のコアな情報を発信することで事業としても成り立つのではないかと考えられます。

新たな会社にするのか、第三セクターの定款変更で行うのかなどと方法論は幾つかあると思われれます。関係人口、交流人口の増加のためにも、地域限定旅行業の取得について、岩泉町まちづくり総合計画に上げるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、ごみの減量化についてであります。本町におきましてはリサイクル活動やコンポスト式生ごみ処理機の設置に取り組んできたところであります。

コンポスト式生ごみ処理機につきましては、町公衆衛生組合連合会と連携をし、昭和62年度から累計数で5,995台の設置の実績があり、平成30年におきましても49台が設置をされているところであります。

畑や露地が多い本町では、コンポスト式生ごみ処理機の設置は生ごみ処理の有効な手段ではありますが、本町のごみ全体量に対する生ごみの割合は49.3%と高い割合となっているのが現状であります。

今後におきましても、コンポスト式生ごみ処理機の設置の推進に加え、効果的な使い方の指導を図っていくとともに、生ごみの水分量を減らすため、新たに生ごみ水絞り器具の普及啓発等を推進しながら生ごみの減量化に努めてまいりたいと、このように考えております。

食品ロス対策の取り組みにつきましては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、国及び県が定めた基本方針を踏まえ、各市町村で「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努力義務が課せられているところでありますことから、先進実践例等の取り組みなども踏まえ、実効性の高い取り組みについて調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

ごみの減量化は、「3Rの概念の定着と実践」、「食品ロスの取り組み」などによって実現できるものと認識をしており、自然豊かなまちづくりを行うためにも、町民の皆様のご協力や宮古地区広域行政組合など、ごみ処理専門機関とも連携をし、ごみの減量化に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「地域限定旅行業の取得」についてであります。制度の規制緩和によって参入しやすい環境が整えられたものの、現時点では有資格者の配置なども必須とされていることから、先進事例なども参考にしながら、調査研究を積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

また、地域振興に結びつく観光のあり方につきましても、引き続き関係団体等との連携を図るほか、観光地としてのさらなる魅力向上と誘客の取り組みについて、関係人口の増加を図ってまいりたいと、このように考えております。

なお、関係人口や交流人口の増加の取り組みにつきましては、次期総合計画へ位置づけてまいりたいと、このように考えておりますが、議員ご提案の地域限定旅行業の取り組みにつきましては、その中で方策の一つとして効果等も検証しながら研究をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

また、本年10月に着任をした地域おこし協力隊でございますが、現在は町の情報発信を中心に取り組んでいるほか、DMO組織づくりを研究をしているところであります。着任してまだ間もない状況ではありますが、将来の定住に結びつけるためにも、起業の可能性などについてじっくりと意見交換をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思うところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。どうぞ。

○5番（三田地久志君） まず、このごみについては歴代の先輩議員の皆さんあるいは宮古広域での議員の皆さんもかなり取り組んで、一般質問やら何やら発言してきているのだろうと思いますが、あえて今回取り上げさせていただきました。というのは、人口が減っている、世帯数が減っている、その減っている中で何でごみの排出量がふえているのか。やっぱり行政としてももう少しその啓蒙活動というか、ごみ減量のための啓蒙活動に取り組むべきではないのかなという思いからの質問であります。

中には、つい先ほどごみは文化のバロメーターだという、だからふえるのだというような意見

もいただきましたが、だけれども、ごみを出すことが文化のバロメーターだとすると、地球破壊をしていることだから民意が低いということになるわけですよ。そういうことにならないためには、どういうふうな取り組みをするのか。コンポストをかなりの台数今までもやってきたと、そのことについては検証はどのようにしているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

コンポストの設置につきましては、約6,000という数を設置しているわけございまして、町にとっても有効な生ごみの処理方法であるというふうな認識はしておるところでございます。ただ1軒のおうちで5つとか持っている家庭が多く見られるというふうなことは、その生ごみのその後の有効な堆肥物としての使用の方法ができていないのではないかとこのように考えております。よって、生ごみの堆肥化ということで改めてそれを啓蒙、啓発しまして、コンポストも有効に二、三個で回転をするような状況をつくってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） では、ちょっとコンポストについて議論をさせていただきたいと思いますが、ただ生ごみを入れているだけでは発酵しないわけなのです。そこについてもやはり指導なりなんなり、あるいはぴーちゃんねつとでこういうふうになれば発酵が促進するというふうなことをすべきではないのかなど。要は発酵資材というのも売っていて、それはお金がかかるわけですが、自然界にある草なりなんなりには微生物がいっぱいついていて、それを生ごみと一緒に重ねながらやる、あるいは土も入れながらやるということを繰り返すということが必要なわけですが、ただただ生ごみを入れていくと、そこにハエやら何やらが入ってきて、もう見たくもないから新しいのにしましょうということになる。そうならないための施策を、あるいは指導、啓蒙をするべきだと思うのですが、今までそういうことをしたことはありますか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今のご質問ですけれども、直接的な役場からの指導とかということとはございません。購入していただいたときに、コンポストの中に使用方法といいますか、処理方法ということで、土をかぶせるとか、そういうふうなことでの10行ぐらいにわたる使用方法、

取り扱い方法、それがあるということだけになっているところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） そうすると、やっぱり必要ですよ。ぴーちゃんねつとという立派な情報発信のツールがあるわけですので、コンポストの有効な使い方あるいは広報なんかでも時々ごみ減量化のために皆さんへのお願いというふうなことをすべきだと思います。さらにもっとコンポストのことを考えていくのであれば、例えば各地区に遊休農地があると、その遊休農地を貸していただいて、その例えば班ごとに、ではみんなでやりましょうよと、そこでコミュニティが醸成される可能性もあるわけです。そういうふうなこともこれから考えていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） コンポストから出ます生ごみ、各家庭で処理できればよろしいのですけれども、今のご提案につきましては、農地担当でもある関係課とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 皆さんがよくご存じの上勝町では、ごみがほぼゼロになってきているという実践例もあるわけです。宮古広域でも見ると、岩手県の発表しているデータを見ると減っていないのです。広域で岩泉町だけ頑張ってもだめで、やっぱり広域でもきちんと岩泉がモデルケースになるぐらいの気持ちで取り組んでいただいて、全体の量を早いところ減量させていかないと、毎日365日24時間800度以上の燃焼で地球温暖化に貢献しているわけですから、幾らかでもこれは減量すべき、税金が最終的には投入されているわけです。そこをこれからどう考えていくのか、ますます人が減っていく中で、そういう側面からも必要だと思うのですが、上勝町がなぜ、その上勝町の取り組みについては担当課長は知っていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 大変申しわけございません。上勝町の取り組みについては、ちょっと知り得ておりませんでした。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは、あそこはもうそれこそ70代、80代の人が、葉っぱビジネスは知っていますよね、葉っぱビジネスをやっているところ、葉っぱも黙っていればごみになるのだ

けれども、ごみになる前に売ればお金になるわけです。収入が上がって、税金を納めることができる。ごみも出さないように、地元のをできるだけ買って食べようというようなこと、前はそこは焼却しているそうなのですが、焼却は県と国から指導でもうだめですと。そのために自分たちでごみが出ない方法を考え出していった。やっぱりこれはごみが出ないためにはどうするのかというところは、地元でとれたものをできるだけ食べる、どうしてもよそから来た野菜類は上の葉っぱをとって捨ててしまうわけです。地元のものであれば鮮度もいいから、そうそうないわけです。そういう取り組みを担当課だけではなくて、隣の農林水産課とも相談しながら、あるいは全庁で議論しながら、どうやったらできるのか。担当課だけの問題ではないですので、そういう取り組みをぜひすべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 当町もただいまの計画の中にも環境という大きな柱、4つのうちの1つに取り組んでいるところであります。今般の新しい総合計画の中にもごみの減量化ということはどういうことか、先ず上げてございます。そういった中で、全庁的な取り組みとしてどのような方法がいいのか、先進事例等研究しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 要は取り組んでもらえば、それでいいので、情報というか、とにかくごみを出さないように皆さん注意しましょう、気をつけてやりましょうというのが、毎日ちょっとつらいけれども、そういうことが必ず必要になってきますよ。出したくて出しているわけではなくて、持っていつてくれるから出しているのですよね。なので、持っていきませんではなくて、みんなでいわゆる税金を使わないようにするためにも、その分の予算をこういうふうに使いたいのですというふうな取り組みを情報発信をもっとしてもいいのではないのかなというふうに思います。そこについてはよろしく願いいたします。

では次に、地域限定旅行業の取得についてお尋ねをしたいと思います。観光のあり方についてですが、有資格者が必要だからということで、何となく引いているように、答弁だなと思って見ただけですが、例えば協力隊の中に有資格者の人を募集するという手もあるだろうし、あるいは岩泉高校の生徒にこういうことを立ち上げるのだけれども、こういう資格を取って岩泉で働きませんかということも可能だろう、その辺については将来を見据えた中で担当課としてはどのようにお考えなのか、もし前向きに検討していただいているのであれば、そういうことも考えるのでは

ないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回まず観光につきましてご質問いただきまして、ありがとうございました。まず、議員のご質問、冒頭のほうにもありましたけれども、町にとって観光産業というのはある意味基幹産業であるというふうに認識をしております。議員のほうからも、前の平成28年でしょうか、一般質問いただきまして、観光関連団体の組織強化というふうなことでご質問いただきました。このときがちょうど台風の被災前ということで、当時とすれば町内にある会社、第三セクターの会社について観光地域づくりのかじ取り役として登録できないかというご質問をいただいたところを調べております。こちらのほう当時は宮古管内のほうでも動きがあったものですから、そういった状況を見ながら対応していきたいということでお答えをしております。その後、台風の被災を受けて観光もちょっと一時閉洞になったりというところですが、現在龍泉洞も復活をしまして観光がますます重要であるということ、さらには龍泉洞の園地構想も今取り組んでいるところですので、それらもあわせて大事な、町にとって宝の龍泉洞を生かしていく、さらにはそのほかにも付加価値をつけて全国のお客様から来てもらえるような取り組みということで前に進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 急いでやるというか、考え方として、地域協力隊の募集をするかとか、あるいは高校生にこういう情報を流してやるかとかということについてはどのように、個人的な見解でも構いませんが、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 地域おこし協力隊の分、ちょっと漏れておりまして、大変申しわけありませんでした。現在、10月に着任してということでお答えをしたところですが、この方は非常にやる気がありまして、その中でまずこれからも、委員のほうでもご承知かと思えますけれども、DMOの組織づくりに向けた勉強等もしていただいておりますし、あとは今機材をそろえているところですが、町内のいい素材を全国に発信するというところで動画の素材、あとは情報発信についてもこれから取り組んでいくという状況となっております。あとはこの1人の方に頼るのではなく、関係機関、あとは議員からお話がありました高校生についても、そう

いった柔軟な発想、若い発想についても取り込みながら町の観光振興を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） なぜこの地域限定旅行業の取得をというふうに言ったかということ、DMOの運営資金、これは3割程度は行政からの補助金が入っていると。自分で全部賄っているDMOというのはなかなかないのです。そうしたときに、原資として間違いなく自分の給料ぐらいは出てくるような仕組みというのをつくらないと、いつまでも行政からお金が出てくるということではやはり本末転倒だろうということの思いで取得をしたらどうかという質問なのです。DMOを立ち上げていく上で、全産業というか、それこそ住んでいる人そのものも観光素材なわけですから。どこどこのおじいちゃん、おばあちゃんも観光素材になるわけなので、その人たちとの協力のためにもこういう地域限定旅行業というのは絶対必要だというふうに、いわゆる第1種、第2種、第3種というふうに全部いわゆる世界各国できるとかというのではなくて構わないわけです。岩泉が拠点、岩泉に来た。岩泉に来た人たちにどこかないですかといったときに、ではあの安家の地大根つくっているおじいちゃんのところはどうぞと、これも旅行業の一つなわけですから。そういうことを積み重ねていくことが非常に重要だろうという思いでの質問なので、要は地域おこし協力隊もいいし、もっと言えば地元においてやりたいという人もいるかもしれない、そういったところも含めて人材育成をすべきではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、観光の部分でございますけれども、ちょっと私この間鍾乳洞サミットに行ったときにある講演を聞く機会がありまして、なるほどなというふうに関心したのでちょっとご紹介をさせていただきますが、観光は地域の総合的戦略産業であるというふうなことで話がありました。観光については、地域での取り組みで独自の素材を掘り起こし、それに付加価値を加え、広告、宣伝等により全国に通用するものをつくっていくことだということです。その結果といたしまして、岩泉町外から人、物、金を集めることによって、地域にとって持続可能な社会をつくる総合的戦略産業であるということで、まさにこのとおりというふうと考えております。今ご指摘をいただきました地域おこし協力隊員、あとは関係する団体も含めて、いずれ町が一丸となっていいものを全国に売り出して、町が持続可能な形で地域振興していけるような、そちらにも結びつくような姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今までの旅行業というのは、いわゆる旅行業者が発地型でお金を前もってもらって送り込んで各所を回るとというのが主だったわけなのです。それに乗かって宿の皆さんも観光施設なんかもそういう素材でやってきたと、それが立ち行かなくなってきたのです。ネット販売やら何やらふえてきて、自分で探して行くということになってしまって、なかなか難しい。着地型商品、いわゆる着地型旅行ということで、岩泉に来て岩泉のいろんなことがわかるどころ、DMOというのは要は今まで個別にやってきた、いわゆる発地型商品に対して個別にやってきたものが、それができなくなっているから、みんなでまとまって同じ方向を向いて観光素材をつくりましょうよというのがDMOの理念ですので、そのためにも協力隊で来ていただいている人、そしてさらにはそれをどう販売していくのか、DMOだけでやり切れない部分、きちんと旅行業として対価を受け取って、それを分配するという仕組みをつくらないと、DMOをつくったからよしではないと私は考えるのです。そのDMOと旅行業の関係性については、課長はどういうふうに思っていますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 観光DMOにつきましても、議員お話があったように地域と協働して観光地域づくりを行っていく個人、主に法人だと思うのですけれども、そういったふうには捉えております。このDMOの重要なところにつきましても、やっぱり地域の稼ぐ力を引き出しながら、あとは経営の視点に立って観光地域づくりのかじ取り役としてまさに活動していく、そのためには関係者の方々と協働しながら戦略を練って、あとはそれを確実に実行していくというふうなことで取り進めていくべきものと考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 取り進めていって、旅行業の部分というのは、そこについては余り関係ないと思っておりますか、どうでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ちょっと漏れましたが、その旅行業の部分、今のDMOの大きく言ってDMOの一部分、地域限定旅行業というのはその方法だというふうには捉えております。それも含めまして、あとは関係者、今ちょうど内部のほうでも龍泉洞の園地構想であったり、あとは誘客対策ということで町内の宿泊業者の皆さんにも入っていただいて、観光に関する、魅力

ある観光づくりということで盛んにアイデアを出し合っております。そのほかに町内には観光協会であったり、商工会さんであったり、あとはガイド協会、三陸ジオパークの協議会等々、関係する団体がありますので、できればこれらの団体を組織される皆さんがチームとなりまして、岩泉の観光ということで売り出していければというふうに思っております。いずれ着地型の観光についてもその一つの手段というふうに認識をしているところでございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） DMOについては、それこそ地方の連携版とか広域のやつ、あるいは地区、地域のDMOというふうに、岩泉で今やろうとしているのは地域のDMOだと思いますので、宿も含め、それから産業も含め、住んでいる人も含め、とにかく岩泉町民全部が、企業全部がDMOにかかわっているのだというような取り組みをこれからぜひしていただいて、そのことで我々がどういう恩恵を受けているのかということも含めて、経済価値というか、経済効果というようにもできたら算出していただいて、ではもっと我々頑張って、来たお客さんに笑顔で接して、私が好きなところはあそこですからというふうなことをみんなが言えるような環境にすべきだろうと思うのです。そのためには、やっぱり行政がある程度年数を主導していかなければならないと思います。そういう仕組みということもDMOを立ち上げた後にとっては、一部の人間だけのものではないわけですから、そういうところをすべきではないかなと思うのですが、それについては課長はどのようにお考えですか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） DMOを含めた観光振興については、町だけでは当然成り立たないわけでありまして、それには町民の皆さん、そして関係する旅行業者の皆さん、あとは町内にも先ほど申し上げた観光協会さんほか関係する団体さんがおりますので、そちらのほうとの連携を図りながら行っていく必要があると思っております。さらに旅行にとっては見るということもある、例えば龍泉洞を見て感動していただく、それで喜んで帰っていただくということも大事でございますけれども、あとは食というのがもう一つ柱になっておりますので、その食につきましては例えば役場の中であれば農林水産課と連携しながら、町に眠っている素材を生かしながら、二重の喜びで来ていただいた皆さんにお帰りいただけるようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそポテンシャルが岩泉は高いから大好きだという中国から来た方もいらっしゃるわけです。そのポテンシャルについて、我々はどっぷりつかっていて、どれがどうなのかもよくわからないわけですから、その部分についてもそういう方々からどこに感動するのか、やっぱり観光というのは前にも言っているけれども、感動なのです。また来たいと思わせるような感動がどこにあるのかというところをもっと皆さんが共通で持っていて、ガイド協会だけではなく、本当にその辺にいるおじいちゃん、おばあちゃんたちも「あそこがよござんす」なんてしゃべれるような、感動できるようなものをもっともつつくっていくべきであろうなど。日常で感じていないかもしれないけれども、外から来た人にはすごい感動な、その存在そのものも感動かもしれないわけなので、そういうところをぜひDMOの中にも落とし込んでいただいて、旅行業の中にも落とし込んでいただいて、岩泉町の関係人口、交流人口をもっともつつやしていくべきだろうと。それが日帰りであれ、宿泊であれ、とにかく岩泉に来ればあれがある、これがあるというふうな、あとは情報発信と受け入れが間違いなく行われるような仕組みをしていただきたいというふうに思います。その仕組みづくりのためにも、DMOの隊員で来ていただいた方に、今一生懸命やっているかとは思いますが、もっともって各地区も回っていただければと思うのですが、今は観光地だけをめぐっていらっしゃるのでしょうか、その辺についてはまだ2カ月しかたっていない中でちょっと厳しい話ですけれども、その辺については何か意見交換をしていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 地域おこし協力隊員でございますけれども、先ほどいろんな今素材を集めている状況ですというお話をさせていただきました。こちらのほういろんな機器が今そろいつつありますので、その素材がたまった段階でユーチューブなり、そういった手段を通じて情報発信をしていきたいと思っております。この方は、小本の仮設住宅のほうにお住まいなのですが、その通勤途中はもとより、あとは町内の龍泉洞以外の部分についても町の魅力ということでみずから歩いてその素材集めをしているというふうな状況にもなっておりますし、龍泉洞の園地構想であったり、あとは先日行われましたけれども、町内の事業者さんとJRさんの会議といいますか、そういったのがありまして、そこにも出席をいたしまして、外から来た、外の目という視点での意見も申し上げているというふうなこともありますので、いろんな場所にまずは出ていただいたり、あとは私たちとも当然意見交換をしたり、あとはうまく事業がいつて、

あとはDMO立ち上げのほうにもご尽力いただいたり、あとは定住もしていただいたりということで、なかなかまだ一步一步前に進みながらという状況ではありますけれども、いずれ連携は欠かさないでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ありがとうございます。やっぱりユーチューブで1万回以上やると何かお金も入る仕組みがあるそうなのですが、そのお金がどこに帰属するのかななんて、いいですよ、これはいいですが、ユーチューバーをもっともっと岩泉にもつくってもいいのかなと、そのための例えば来ている方にユーチューブの立ち上げから、発信でこうなりますよというふうなレクチャーをしてもらうような仕組みというのはできませんか。ちょっと外れてしまいましたが、議長、ごめんなさい。

○議長（加藤久民君） 今のは質問ですか。

○5番（三田地久志君） はい。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 観光に限ったわけではないと思いますけれども、いろんな情報発信につきましては、今のユーチューブなど動画での発信というのが非常に重要だというふうに言われておりますし、私もそう考えております。あとはこの協力隊員の方ですけれども、以前こちらに来る前にグーグルという世界的なIT企業ですけれども、そちらのほうにも在籍した経験もありますので、そういった動画、ちょっと横文字でうまく言えませんが、そういった手段というか、方法は既にお持ちですので、そういったのをうまく活用、能力を発揮していただけるような環境づくりに努めていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いろいろとあちこちの質問をしてしまいましたが、丁寧な回答ありがとうございました。要はいかに感動を持っていただくかという仕組みづくりが何なのかということだけです。DMOにしても地域旅行業にしても最終的には感動してもらわなければいけないわけです。つくったのは我々は手前みそで、それこそやりました。だけれども、そこには相手がいるわけですから、その相手にいかに感動してもらうかというところを最終目標にさせていただいて、ぜひ地域旅行業についてもDMOにしても上手に立ち上げていただいて岩泉のためにやっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、13番、野館泰喜君、どうぞ。

〔13番 野館泰喜君登壇〕

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして、令和元年最後の一般質問を行います。

昭和から平成への転換点は、バブル景気から崩壊へと人災による社会不安が支配した時代でありました。平成から令和の転換点は、自然災害による社会不安が支配する時代を迎えております。そんな中で、中居町長は台風10号豪雨災害を教訓として、いち早く防災体制の強化を打ち出し、危機管理監を置き、危機管理課設置へと段階的強化を果たしています。その後の取り組みを見て、きめ細かな防災組織の強化や防災士の育成など着実にその強化に努めることはまさに時代のニーズに対応した取り組みと最大限の評価をしております。

一方、足元を見れば、少子高齢化はその進度を緩めず、集落の維持に支障を来す事態になってまいりました。さらに、東日本大震災並びに台風10号豪雨災害による災害公営住宅の設置あるいは集団移転地の関係で大量の住所異動が発生しております。

6年前に行政区の区割りについて一般質問を行いました。当時、一番多い行政区で480人、少ないところで7人という差を指摘し、投票所の改編もあわせて是正の時期ではないかという質問をしました。検討する旨のご答弁をいただいておりますが、まずは検討結果をお示ください。

そして、今こそその時期が来ているのではないのでしょうか。迷路に入った感のある小本地区の再編もあわせて、少なくとも10年先を見据えた町全体を一定のルールのもとに再編することが必要であります。どこかで誰かがやらなければならない課題であります。それが今だと思います。着手してから5年はかかるであろう大仕事であります。そのために、まず方向性を決めなければなりません。中居町長の英断を期待するものであります。

あわせて行政連絡員の職務分掌の明確化と報酬の適正化、さらに投票所の再編、消防団の部班の再編、それらを総合的に勘案して研究することは急務であり、時代の要請であります。行政連絡員のなり手不足はますます深刻化する一方であります。月に2回、10から20種類の文書を仕分けして班長に届けるだけでも大変な仕事だと思います。この数多くの文書にしても、町民のニーズに合っているのでしょうか。安易に利用している側面はないのでしょうか。これらの課題に真

正面からのご答弁を期待します。

次に、廃校舎の利活用について伺います。

この問題につきましては、同僚議員が幾度となく質問しております。そこで、今回は切り口を変えて、制度設計について質問します。

これまでこの質問には教育長の答弁というのがお決まりのコースであります。教育委員会の立場では限界があります。何度となく出された一般質問に対して、何の成果も上がっておりません。それほど難しい問題だということでもあります。したがって、教育委員会ではなく、町として本腰を入れていただきたいという思いから町長に質問します。

全国の取り組みを見ると、徳島県の三好市が出てまいります。三好市では、平成24年に専任職員を配置し、誘致活動を始めました。その内容は、ホームページのほかに徳島県が推進するサテライトオフィス誘致事業に参加し、平成25年度30社、平成26年度80社と面会しています。サテライトオフィスとは、支店、支所という意味で、光回線が通っていればIT企業の需要があるようであり、そのほかに活用アイデア提供会社への訪問、ふるさと会への情報提供などを行うことによって、平成30年4月1日現在の実績が7校に上っています。隣の宮古市でもウェブ上に5物件を掲載しています。少なくともホームページの掲載は急ぐべきではないでしょうか。

基本的に無償貸与で、リフォーム費用とかランニングコストは使用者負担というのが一般的なようであり、物件の詳細説明と応募手順を定め、町の内外にアナウンスすることによって意外な需要を見込めるかもしれません。国庫補助も文部科学省だけではなく、農林水産省や国土交通省でも対応しています。日々廃れ行く母校に命を吹き込む努力は今の私たちに課せられた大きな課題であります。町長の所見を伺います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野館泰喜議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、行政区の区割りについてであります。高齢化、人口減少等に伴い、行政連絡員の選任に苦慮し、行政区の維持が難しくなっている地区があることは議員ご指摘のとおりと認識をしているところであります。

これら対策といたしまして、ぴーちゃんねつとを活用し、行政連絡員への配布文書等を少なく

できないか、世帯数が多い行政区は複数人の行政連絡員にお願いできないかなど、行政連絡員の負担軽減につきまして現在検討しているところであります。

町からの配布文書につきましては、常々削減に努めているところではありますが、町の周知文書は減少傾向にあるものの、関係外部団体の配布文書等も数多くあり、配布文書の削減による行政連絡員の負担軽減は大変難しい状況にあります。

また、世帯数が多い行政区では、自治コミュニティへの影響を最小限にするため、現状の区割りのまま複数人の行政連絡員を設置する方向も一つの方策ではないかと、このように考えております。

また、小規模行政区につきましては、現在も一部で実施しております個別配送などについて検討を重ねているところであります。

しかしながら、その先を見据えますと、人口減少により、議員ご指摘のとおり行政連絡員のなり手、また班編成も深刻になってくるのではないかと危機感を持っているところであり、行政連絡員の制度が崩壊しないよう一定のルールの中で個別配送とあわせた仕組みづくりを検討していかなければならないと、このように考えているところであります。

投票所の再編につきましては、公職選挙法の規定に基づき45投票区を設定をしておりましたが、5年前に有権者25人以下の5つの投票区につきまして統廃合の検討をしたところ、2つの投票区で住民合意があったことから、現在43投票区となっているところであります。

近年、投票管理者及び投票立会人の選任が難しい投票区も出てきていることから、議員ご指摘のとおり引き続き地域住民の皆様のご意見を伺いながら、関係機関と協議をし、投票率の低下とならないよう投票環境や移動期日前投票所の検討など投票所の再編につきましても進めてまいりたいと、このように考えております。

消防団の部班の再編につきましては、統廃合等の再編成をすることで部班数が減ることによる災害対応のおくれ等も懸念をされることから、現在の部班数は可能な限り維持したいと考えております。

また、地区に消防屯所があることで町民の皆様にご安心感を与えている面もありますので、地元消防団等の活動に支障が生じる状況となった場合は、地域住民の皆様のご理解も賜りながら再編をしていきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、行政区の区割り、投票区及び消防の部班の再編等は、地域のコミュ

ニティー形成の中核となる部分でもありますことから、今後の方向性を検討する場を設け、時間を要するとは思いますが、現状も考慮しながら、再編について着眼点を見出し、一歩前に進めるよう努力してまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、廃校舎の利活用についてであります。議員ご案内のとおり、廃校舎は施設が大規模であり、その利活用は財源の確保なども含め非常に難しい問題が内在をしております。こうした中、各課横断的な内部検討組織を立ち上げ、昨年からの利活用について調査研究を進めてきておりますが、一部施設につきましては「お試しサテライトオフィス」や「お試し住宅」などが具体案として上がってきているところでございます。

この「サテライトオフィス」の設置に関しましては、都市部から本町への生活環境の変化に対する不安なども懸念をされ、簡単には受け入れがたいことも想定はされますが、まずはお試しでオフィスを構えていただき、本町のすばらしい自然環境を体験していただくとともに、地域の皆様との交流の機会も設けるなど、お試しから常設のサテライトオフィスにつながるよう制度設計を検討してまいりたいと考えております。また、財源につきましても、地方創生に係る交付金の補助対象となりますよう国との協議も進めてまいりたいと、このように考えております。

なお、それぞれの学校の統合時におきましては、「施設を地域住民の交流の場として時々には活用したい」、「災害時の際には避難できるようにしてほしい」などの要望も受けておりますことから、廃校舎の利活用やホームページへの掲載などにつきましても、地域の皆様のご理解を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございますか。13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ご丁寧な答弁で、私が考えている以上に町では対応しているという印象を持ちました。ただ、行政連絡員の制度ができて50年以上たっていると思いますが、わかりやすく言えば報酬とか、この50年の歴史の中で改定の頻度というのはどのぐらいあるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 改定の頻度につきましては、現在まことに申しわけありませんが、資料を持ち合わせておりませんが、まず現状に合った形では何とか進めさせていただいているものと認識をしております。時々には行政連絡員等々からもお話を聞きながら進めさせていただきたいと考えておりますので、これで足りないというのであれば、時代に合った料金改定を進めてまいりたいと思います。

また、来年度から会計年度任用制度が始まります。その際にも行政連絡員も会計年度任用職員という、パートの会計年度任用職員となりますことから、その際にもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） なり手不足が発生するという事は、実は今全国で町村議会議員もその問題に直面しております。それが発生するという事は、現状がよろしくないという証明であるわけですが、したがいまして、今の答弁で現状に即しているということは、状況が証明しているわけですが、私は現状に即していないという思いで質問をしております。したがって、早急に現状に即した数字を研究して改定するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） この行政連絡員制度でございますけれども、まさにボランティアも含めた形でスタートしていると認識をしております。自治会、それから部落会等々、その中で行政連絡員もその中に組織に属しながら、あと班編成をさせていただいて、班長はまさにボランティアでやっただけのような形でございます。ですので、料金改定といいましても、実費相当額等々あると思いますけれども、そういった形で今から改定については検討を進めていきますが、まさにボランティアと、それから本当の報酬部分というのが相まった形で行政連絡員にはお願いをしている部分がございますので、納得していただけるような形では進めたいと思いますが、前半でも言ったようにボランティアと、それから報酬の部分が一緒になっているという部分も含めてご理解をお願いをしたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 当然ボランティアです。当然ボランティアですが、町内の現状を見ますと、行政連絡員がいて、各班長がいて、その行政連絡員によっては資料配布で班長にご足労をかけるということで一部お渡ししている行政区もあります。それは、いろいろその行政区によってばら

つきがあります。もちろんボランティアということに立った上で、それでもなり手が不足していくという状況は、それでも我慢がならないのだという証明でもあるわけです。したがって、私はここは全庁的に報酬に関して再度研究をして、できるだけ早く改定に着手すべきだと思いますが、そのお考えはありませんでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） なり手不足が全て報酬という認識はございません。確かに報酬もその一つではあると思います。それでもなり手不足の一つの要因になっているのであれば、率先して改定については研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 別な側面から、配布資料が多過ぎるということが、非常にこれはどこかでやっぱり手をつけなければならないと思います。今何でもかんでも行政連絡員に資料が渡って、それが町民のもとに配られています。配られていますけれども、配られた側はほとんど見ない資料も正直大部分あります。ごみ箱へ直行、まさに先ほど5番議員が言ったことともつながるわけですが、非常に無駄な資料があるように思いますが、その認識はいかがですか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 私の口から無駄な資料があるという発言はできませんので、無駄な資料はないと認識をさせていただきますが、実は広報にお知らせのページがありまして、そこに集約するように町のほうで各課に協力依頼をしております。ただそれでもどうしてもそこに間に合わなかった部分があったりとかアピールしたいということでチラシをつくる課も中にはございます。それでも、まず行政連絡員のご労苦を考えて、これまでもずっと各課からのチラシ等については縮小するように協力依頼をできてございます。

一方で、先ほどの答弁の中にもあったのですけれども、各事業所とか、あとは地域からの配布の広報紙的な部分がふえてきているのも事実でございます。教育関係からも来ます。行政連絡員にお願いするのはご存じのとおり2種類なのです。班回覧と、それから各個人に行く部分。各個人に行く部分は、配達しやすいようにということで行政連絡員が広報紙に挟み込んで配布をしていただいているような状況でございます。やっぱりその挟み込む作業が大変であると、多くなれば大変であると。あとは班回覧も班数が多くなれば、それも仕分けして挟み込まなければならないと、そういったご労苦をかけているという認識はございます。ですので、現在研究しているの

が、どうやったらそこを町で入れて出せるのかどうなのか、また外部の委託できる部分があるのか、その辺も研究をしてございますが、それでも最終的には皆さんに配布したのが見てもらってようやく無駄ではない資料だと認識をしてございますので、もし入れる場合でも見られる資料をつくっていただく、極力減らしていくという方法で考えていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その資料を配布する側も、今答弁にあったように当局は努力していると思います。ただ、その減らした以上に外からの文書がふえています。これは、安易に行政連絡員を使っているというふうに私は判断しています。何の歯どめもないがために、読まれようが読まれまいが自己主張のために文書を配布していると、そこにやっぱり何らかの歯どめを設けることによって、多分例えばPTAの広報なんか全部入ってきますが、それは学校で配ってくださいと、各家に、そうするとやめるかもしれません。そういったことを私はやる時期に来ていると思いません。見ないでごみに行っている量を考えると、何らかの歯どめをかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 行政連絡員の配布していただく文書について調査研究を進める中で、やはりそういったルールも必要だと本当に痛感をしているところでございます。町長からも話がありましたけれども、研究をする組織を立ち上げて、それも含めてとにかく広報も月2回やっていますけれども、それを1回にする方法もあるのかなのか、またぴーちゃんねっとで済む部分、あとは本当に紙面として出さなければならない部分、そういったのも包括した形で今後研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今の答弁、よろしく願いいたします。もうここに尽きると思いますので、そういうまさに働き方改革の一つでもあります。何とか今の答弁のとおりに取り進めていただくようお願いします。

そして、総合的に行政区が来年度から106行政区と認識しておりますが、公民館数あるいは自治会、部落会の数、その辺とかを総合的に勘案して投票所ですとか、それを町長の答弁からそれぞれが部分的に進んでおりますが、一括した形で改革していくという組織が私は必要だと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 行政区の数とか、自治会と行政区はほぼほぼ同じ数で推移をしています。中には自治会がなくて行政区だけという地区も数カ所ございますけれども、ほぼほぼ同様の形となっていると認識をしています。ある一定のルールをとということでございますけれども、町からの押しつけにはならないような形で、町としてもある一定のルールは持ちながら、地域と協議をして、統合をするのであれば統合するというで、ある一定のスパンを持って、ルールを決め、スパンを持って地域と連絡調整をしながら数を定めていくという方法も一つと考えますので、それも早目につくる組織の中でこういった方法がいいのか、多分そういった形になるのではないかなと思いますけれども、進めていきたいなと思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） よろしく申し上げます。大事なことは、全体を見ながら、避難所ですとか避難場所とか、そういうことも統括した上で組み立てを考えていくべきだと思います。そして、その一つの中に、各地区に公民館というのがあるわけですが、公民館の維持管理が町民が公平ではありません。地代がかかっている公民館があったり、地代が全くかからない公民館があったりという状況が現在あるわけですが、このことは行政の側で何とかしたいという思いはないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 各地区集会施設、公民館は町内70ぐらいはあるのかなというふうに把握しております。これは、基本的には地域のほうで準備をされて、そして町でも時々支援をしたり補助を入れながらつくってきたこれまでの歴史があるというふうに理解をしております。個々の集会施設等々でどのような地代がかかるかからない、あるいは別な負担があるないというところまでは、現在のところは詳しくは一つ一つの集会施設の分までは私どものほうでは把握はしていないという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 70ぐらいあると、そしてその公民館はいわば先代がつくったものを今の人が利用しているわけです。不本意ながら利用しているところが必ずあるわけです。その土地も自治会が取得しているところがあり、あるいは借りているところがあり、そのこと自体は私は調査して、できるだけ町民を公平な負担になっていくような施策を打ち出すべきだと思いますが、そ

れについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） それぞれの集会施設にはそれぞれの歴史があるというふうに理解をしております。近年におきましては、公民館の維持費関係についてもなかなか負担が地元で大変だというようなことも踏まえまして、その部分の私どもの町のほうからの補助の増額というようなことも実施をしまいったところでございます。ただ公民館の利活用につきましては、地域それぞれが地域それぞれの事情で利活用をされていらっしゃる、あるいはその利活用の仕方ももろもろその地域によっていろんな活用の方法がされているというふうに認識をしておりますので、どこまで私どものほうで踏み込んで一定の線を張れるかということについては、これは非常に難しい部分もあると思いますので、慎重にこれは研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 個々に歴史があります。しかし、一番考えていただきたいのは今を生きる方々、幸いにしてそこで生まれ育っている方々が、何でうちだけこういうふうに負担が大きいのかということはあるはずであります。そこに配慮しながら、ぜひとも全体のことを調査し、善処していただくようお願いいたします。

次に、廃校活用について伺います。まず、これも徳島県なのですが、神山町というところがあります。5,500人、人口。そこは2010年、サテライトオフィスが1社できました。ところが、2017年には16社にふえています。そして、5,500人の小さな町が「創造的過疎」という言葉をネット上に踊らせています。やはりどう動くかが一番大事ではないでしょうか。たまたま先ほど5番議員がDMOの取っかかりが今できたという話をされました。一つの学校を使ってDMOのサテライトオフィスに持っていくということは、私は先ほどの5番議員の議論を聞いていて可能性として高いのではないかなと思って聞きましたが、いかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） いずれ廃校になっている施設につきましては、いわゆる学校運営のときに使っておりました施設しか整備されておられないわけでございますので、それをそのまま何もなくて簡単に使うということはまずできない、何かしらの手を加える必要があるものというふうに思っております。使って使えないことはないという認識でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） あとこの利活用の関係の議論になりますと、必ず出てくるのが10年の縛りということが出てきます。それについて少しお尋ねしたいのですが、私の頭の中では中沢小学校、それから大牛内分校は新しいわけです。これも早急に使える方向に動くべきだと思いますが、そのための弊害をお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいま議員のほうからくしくも個々の校名が出ましたけれども、例えば中沢小学校におきましては、これは地区住民の皆様が現在も使用していらっしゃるわけでございます。時々まさに地域コミュニティーの維持醸成のため、あるいは大牛内分校につきましても地元の任意団体の方々あるいは郷土芸能を伝承されている方々が使用しております。これも結構な定期的な頻度で使用しているというふうにお聞きをしております。したがって、この2校につきましても、廃校利活用として俎上に上げることは現時点では非常に難しいのではないかなというふうに判断をしております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、各課横断的な内部検討組織を立ち上げ、調査研究を進めているというご答弁がありました。この中でお試しサテライトオフィス、それからお試し住宅、具体案として上がってきているということでございますが、まさに先ほどDMOの地域おこし協力隊員は小本の仮設住宅にいます。有芸に来ている地域おこし協力隊員も今は有芸に行っていますが、最初は小本の仮設住宅だったと。どうもこの辺を、このお試し住宅ということでどこかの空き校舎に手を入れて整備するというお考えはないでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どもも例の地域おこし協力隊の誘致から始まりまして、あるいは移住、定住の施策を進めるに当たりまして、そういったお試しのまず住居、これが必要であろうということは重々承知をしているわけでございます。その中で、しからばいかにそれを準備してまいるかといったときに、たまたまではございますけれども、本町におきましてはそういった仮設住宅があったと、しかも住むための施設であるということで、その仮設住宅がすっかりもう消滅するまでは、そこをまず使わせていただきたいと。そして、その存続期間のうちにまた次の手を考えるということで施策を打ってきたわけでございますけれども、そういった例えばお試

し住宅が今後取り壊し、完全消滅をするということになれば、これは次の手といたしまして、廃校等々の利活用も議員ご指摘のとおりこれは考えていかなければならないという認識でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 地域おこし協力隊員が外から岩泉町に入ってきて、ここに住みたいという希望がそれぞれ聞けばあると思います。ところが、小本の仮設住宅があいているので、そこにとすることは私は安易な気がします。やはり外からせつかく来てもらう、そのためにはできれば大川にも小川にもその空き校舎を活用して何とか近い将来にお試し住宅を設置できるような方向に行くお考えはありませんか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいま議員からご指摘をいただいております例えば地域おこし協力隊の隊員の皆様でございますけれども、今仮設住宅に仮に住んでいただいている方々につきましては、特にそういったご希望、町内のここにピンポイントで住みたいというようなことではございませんで、まずは岩泉町に行って地域おこし協力隊の活動をすることをまず第一義に考えてきた方々でございます、住まいは住めればいいということでの仮設住宅でございます。それから、先ほど来議員からお話が出ましたとおり、有芸に行って活動されている方は一旦まずそのお試しに住みましてから、有芸に住みたいということで移られた方でございますので、そういった個人のご希望、ご意見につきましては、私どもの移住コーディネーターがマンツーマンで対応いたしまして、町内を、全町をめぐりながら適地を探すのをまずコーディネートしていることでございますので、これはご希望に沿った今施策が打っているものという認識でございます。それに従いまして、各地区にそれを整備をしていくということも、これは遠い将来には考える必要もあるかもしれませんが、今々の段階ではそれは無理難題というふうなことに考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 総合的にまさにこれはDMOなのですが、その仮設住宅にいる方が例えば大川小学校に住んでいると、そうするとその環境の中で気づきが生れます。これもったいないよなど、これこう使ったらいいんじゃないかなと、そういうチャンスをおのずから潰していることになると思います。したがって、チャンスを広げるためにその学校の活用というのは

積極的にやるべきだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） そのようなお考えもあると思いますし、一方ではこの岩泉町内でございますから、町内をめぐる費用、自家用車等々、燃料代等々にかかる費用も、これは例えば地域おこし協力隊の必要経費の中で認められている部分でもございますので、学校にいて気づくこと、あるいはそこに通った、通過した、行って見たことでひらめくもの、いろいろそれは人によって感性があると思いますので、議員の今のご指摘につきましては私も心にとどめさせていただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 強く心にとどめてください。ぜひとも一步を踏み出してほしいという思いです。本当に最初に質問に入れた徳島県三好市では7校が利用されています。そして、バラエティーに富んでいます。それは、スタートは1校からです。その実績を期待申し上げて、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、3番、小松ひとみ君、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 3番、小松ひとみです。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まずは1つ目、防災・減災のまちづくりについて。

私たちは、平成28年台風第10号による豪雨被害以来、多くの悔恨を繰り返しながらも復旧、復興に向け懸命に取り組んでまいりました。悔恨というのは、「自分は大丈夫だ」という楽観的な認識で、いかに災害への意識や知識が足りなかったのかという思いがあるからです。

昨年の西日本豪雨の際も、避難情報が出ているにもかかわらず、いまだに行動していないさまをテレビ中継で見てはらはらしました。地球温暖化や自然を学ぶと、これからも次々と自然災害が起こるであろうこと、これはあす起きても不思議のないことだと改めて感じています。

そういった点から見ても、本町が危機管理課を設け、防災・減災に取り組んでいることは画期的であり、大きな発展です。町には、防災・減災活動に多くの人々が参加し、協力しています。

そこで、町、各地区の自主防災組織、消防団や防災士等を含め、どのように連携し、役割分担していくのかお伺いします。

自助・共助という防災意識を持つことは、家族を守り、地域で助け合いながら互いに生き延びるために、そしてこの町で幸せに暮らしていくための仕組みづくりであり、とても大切です。

大きな災害に遭った岩泉町の防災・減災の取り組みは、全国的にも注目されていると思います。今後どのような防災・減災のまちづくりを進めていくのかお聞かせください。

2つ目は、地域活性化の支援についてです。

本町は広大な面積であるため、旧町村単位に支所を置き、地区ごとの活動に特色を持っており、それが町の魅力を深めていると思います。ところが、この秋は例年の収穫イベントの時期に台風19号被害があったことから、多くのイベントが中止に追い込まれてしまいました。

被害があって準備できない地区ではいたし方ないと思いますが、自粛という名目があったことに、いささか違和感を感じたのは私だけでしょうか。

「自粛」というのは、自分から進んで行動を慎むこと。慎むとは、間違いのないよう気をつけること、軽はずみなことをしない、控え目にするということだと思います。

私は、台風10号災害を乗り越えて無事に収穫を祝うイベントができることは喜ばしい地域の活性化そのものと考えます。このようなイベントに対して、その地区の思いを尊重し、町では応援をして、ぜひとも開催すべきであったのではないかと思うのです。

このことについて、地域の活性化をうたう町としてどう考えておられるか、町長のご所見をお伺いいたします。どうぞお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、小松ひとみ議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、防災・減災のまちづくりについてであります。本町では平成28年台風第10号豪雨災害を教訓として、自主防災組織との連携及び強化を図るため、自主防災協議会連携会議を開催しているところであります。

その中において、自助、共助の観点から、各地区自主防災協議会において、地域防災計画に付随する各地区防災計画を策定をさせていただいているところであります。

町総合防災訓練におきましても、地区の自主的な避難誘導訓練の実施のほか、行政と町民が協力した形での取り組みを実施してまいりました。

また、地域の防災リーダー的役割を担っていただくことを期待をして防災士の育成にも取り組

んでおり、このたびは町議会のご理解、ご協力もありまして、11月末時点における町内在住の防災士は143名となっております。

防災士につきましては、その効果を高めるため、防災士連絡協議会を設立し、防災士個々の資質向上を目的とした研修会などを実施しているところであります。

行政、自主防災組織、消防団及び防災士等の連携と役割であります。行政の責務としては町民の生命や財産を守ることであると認識をしております。一方で、台風第10号のように本町全域が被災する大規模災害では、行政だけの災害対応には限界があると痛感をさせられたところであります。

消防団につきましては、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、町民の安心と安全を守る重要な役割を担っております。災害時には、地域の安全確保のための巡視活動や避難誘導など多岐にわたって活躍をいただいているところであります。

このようにそれぞれの役割がある中、自助、共助、公助の考えに基づき、自主防災組織におきましては、地域住民や防災士が協力をし、「自分の命は自分たちで守る」という意識を防災訓練等を通じて高めていただき、災害に対する事前の備えを行っていただきたいと、このように考えております。

特に防災士につきましては、防災に対する知識と意識を持ち合わせているものと、このように認識をしておりますので、有事の際は率先をした避難行動や避難誘導あるいは避難所運営など、その能力を発揮していただけるものと、このようにも期待しているところでございます。

最後に、今後の防災・減災のまちづくりについてであります。行政の責務を果たすために、防災マップの活用など防災意識の啓発、災害に対する警戒情報の速やかな周知、さらには避難所の機能充実を図り、地域の実情は違っても、それぞれの立場で同じ認識を持って町民の皆様と関係機関が一体となり、災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地域活性化の支援についてであります。令和元年台風第19号により多くのイベントが中止になったところであります。本町では、11月3日に地震・津波避難訓練を予定しておりましたが、訓練対象地域が大きな被害を受けたことから、地域の皆様などと実施できるか協議をした結果、本年度はやむを得ず中止した経緯がございます。

また、台風直後には地域振興協議会等が主催するイベントも各地区で予定をされておりました。

が、それぞれの協議会では安全の確保や被災直後の参加者の見込み、さらには被災者への配慮など、さまざまな状況を考慮して開催の可否を判断したものと、このように認識をしております。

今回に限らず、このようなケースはこれからも考えられますが、地域活性化の観点からすれば、議員ご指摘の考え方も理解できる場所ではありますが、その都度、その時々状況に応じて、第一義的には主催者の判断を尊重すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、地域活動の推進につきましては、町としても引き続き地域の思いやアイデア等を尊重し、活気ある活動を支援していきたいと、このような考えにはいささかも変わりがないので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 3番、再質問はございませんか。どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 各地区での防災計画等をつくっておられるとありますが、各地区地域振興協議会、自治会、自主防組織、大体同じ役割を担って、同じメンバーが大体だと思うのですが、先ほど13番議員がおっしゃったとおり、行政区の力関係、住民力というか、人数もそうですけれども、随分差があると思うのですが、その点各地区自主防の活動についてはどう活動なさっているか、それについてお聞きしたいです。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

ただいま各地区の防災計画というお話が出ましたけれども、まずその前段としてこの地区防災計画がなぜ必要かという部分でございますけれども、まず東日本大震災、平成23年にございましたこの災害を教訓としまして、市町村が定めている地域防災計画ではだめだと、さらに細部の地区における防災計画が必要だという部分で、これは法律で定められたものでございます。当町におきましては、岩手県内で初めて全地区6地区、地区防災計画をつくっております。私は、この地区防災計画につきまして、中身の是非を問うというより、まずつくることが大前提であると、つくることによってまずその効果が一つあらわれていると、このように考えております。その中であって、各地区の防災計画のつくり方、構成等、これにつきましては各自治会、さらに全地区、地域振興協議会の表裏一体となった地区防災計画でつくられております。その成果を試すために、

昨年度から町の防災訓練に全地区が参加していただいて、自主防、それから消防団、それから各支所の支部、これが一体となって訓練を取り進めております。したがって、現在の地区防災計画につきましては、全地区ともある程度成果を出している、そしてまた今後こういう形で地区防災計画の中身を濃くしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 防災士養成講座においては、若い方々もいっぱい参加して、とても力強く思いました。その中で、各地区への人数配分というか、その人数がここには何人いるとか、そういうマップとしての配分はできておりますか、お聞きします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

防災士の養成につきましては、各地区応募の段階でそれなりにうちのほうで配慮をしながらお願いしているところがございますけれども、なかなか人口の度合い等が違って、なかなか応募していただけないというのが現状でございますけれども、参考までに各地区を見ますと、岩泉地区が58名、小川地区が23名、それから小本地区が20名、それから大川、安家、有芸が6名から7名ということになってございます。これは、人口の関係の部分で仕方がないかなとは思いますが、現時点ではそれぞれ各地区に防災士が4名、5名以上いるということでございますので、一応来年度もこの養成を計画しておりますので、この状況を見まして、少ない地域の部分については応募を積極的に図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） やはり声かけが地域振興協議会ありきというか、そちらの地域でいろいろこの養成講座をアピールというか、そちらから集めていただいたという経緯があるでしょうけれども、びっくりしたのは各事業所、宿泊所とかお店とか、そういう事業所関連への声かけがちょっと足りなかったのではないかと思います。来年度でこの計画の最終年度だと思いますが、この事業所に関しては本当に重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

そもそも防災士の養成というのは、自主防の中の防災リーダー、避難リーダー、これの育成が一つのメインでございました。したがって、初年度におきましては各地区自主防からの推薦を中心ということでやってまいりました。今年度におきましては、さらに一歩進みまして、社会福祉施設、事業所等の部分にも広げ、あるいは消防団にも広げて応募等していただきました。来年度の部分につきましては、今議員ご指摘の部分でございましたので、その部分を考慮しながら応募等やってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） ありがとうございます。この間の台風19号のときの町民会館への避難する方々が暗くなるにつれてどんどんふえてまいりまして、随分いっぱいになったなど、やっぱり怖い思いをして皆さん避難してこられるのだなと思いました。この避難所運営についても教育委員会が担っているのでしょうか、それについて、避難所運営についてをちょっとお聞きしたいのですが、私はあの後、皆さん毛布とか、そういう各部屋で一晩明かしたわけですが、その次の日というのは片づけ等も大変ではないのでしょうか、どうでしょう。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） 避難所運営につきましてお答えをいたします。

ご存じのとおり、町内には指定避難所52カ所ございます。これは、平成28年の台風10号災害を教訓としまして、孤立化に強いまちづくりということで各地区に指定避難所を多く設けたところでございます。今回の台風19号災害でございますけれども、暴風雨の危険がございましたので、従来各地区1カ所という想定でございましたけれども、あえて各地区2カ所、計11カ所開設したところでございます。その中にありまして、役場職員派遣の開設は恐らくこの11カ所が限界かなと思っております。それ以外の指定避難所運営につきましては、自主防、各地区の方々をお願いするしかないと思います。ご存じのとおり、町民会館におきましては、町の地域防災計画の役割分担の中におきまして教育委員会が運営するということになっております。したがって、開設から閉鎖まで教育委員会の担当職員にやっていただいたところでございます。なお、ある程度被害状況等の部分におきましては、今後岩泉地区の自主防さんをお願いするというケースも出てくるかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 答弁保留、毛布の何か、聞きました、いいですか。

3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） ぜひとも防災士になったこの143名ですか、この人たちを使ってこういう避難所運営でのリーダー的役割を担ってほしいのですが、教育委員会の負担も大きいでしょうし、自主防という中でもぜひともこれを活用して、もっと役割分担、あと横のつながりをもっと強いものにして、あと皆さんの意識を高めるためにも、一つにするためにもどんどん活用してほしいと思います。これは要望としてです。

地域活性化の支援についてのことでお聞きます。今回の各地区の主催者の判断でそれをやめたところが多いわけですが、私が思うのは、各地区に委ねる前に何か町としての自粛ムードがあったと、「やってられないんじゃないか」という地域住民の声を聞いたので、それはかえって大丈夫だと判断、まず地域の収穫をそのときに出すわけですね。それをもっと町が、かえって自粛ムードというか、やってはいけないムードではなくて、やるべきだと、進めるべきだと思ったので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。というのは、次の日皆さん、「いっぱい白菜をつくったのだけれども、どうしたらいいでしょう」とか、「これを売ろうと思っていたのだけれども、どうしたらいいだろう、買ってこないか」とかと個々に歩いているのを見て、ほらみる、やっぱりやるべきだったんじゃないかという、そのムードに押されないでやるべきだったのではないかなと思ったのです。その町としての姿勢の自粛ムードという、そこがすごく問題だと思ったのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） ご答弁にありましておおり、まずイベントは主催者みずからが自己判断でということはそのとおりでございますけれども、自粛ムードがどういった形で自粛ムードになったかというところまではなかなかはかり知れない部分がございます。町としましては、町主催の部分につきましては、職員体制とか、あとは例えば龍泉洞まつりにすれば、観光客が果たしてこの状態で来るのかと、本当に趣旨に合った形でイベントができるのかとか、そういった被災地の状況が大変だったとか、そういったのを勘案しまして中止にしたところがございます。その中止にしたことがイコール自粛ムードになったのかどうかというのはなかなか判断に難しいところではございますけれども、それはやっぱり各地区地区で、今回先ほどおっしゃったとおりイベ

ントを中止したことによって販売物がなかなか難しかったというのがあれば、それを反省しながら、来ないにこしたことはないのですけれども、もしそういった場面があったら各地区でそういった判断を、総括的に判断していただきたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 3番、どうぞ。

○3番（小松ひとみ君） 例えば有芸では、今まで21回続けてきたと、そういう21年も続けてきたのをやめることというのはとても大きいことで、本当にみんなが色あせてしまったという言葉も聞きました。ぜひともハード面の復旧は進んでいるでしょうけれども、やっぱり住民力の低下とか、やる気とか次への希望を持ってという、そこは大分弱まっていると思いますので、ぜひともそういう住民の思いを酌み取って、自粛ムードとかやらない方向だと住民が感じられないような、住民に寄り添った応援するという態度をぜひともこれから何事でもとっていただきたいと思えます。

これで終わります。お願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで3番、小松ひとみ君の質問を終わります。

次に、10番、合砂丈司君、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧のめどが見えてきて、復興に向けて大きな節目を迎えております。安家地区におきましても、安家地区複合施設が整備中であり、安心できる防災・減災対策の拠点として施設の完成を地区民が待ち望んでおります。町長を初め、関係各位に心から感謝申し上げる次第であります。

まず1点目ですが、地域防災センターの整備についてお伺いします。

各地区には、廃校となった小中学校の校舎があり、安家地区においては旧大平小中学校があります。そこで、私は廃校となった旧大平小中学校の校舎を地域防災センターとして整備し、防災・減災対策に活用すべきではないかと考えます。

過日の台風第19号においては、旧大平小中学校は指定避難所となっていることから、数名が避難したところであります。ただ、廃校となっているため、附帯設備が停止状態で、トイレ、水道は外にあり、避難者が難儀したと伺っております。

また、平成28年台風第10号災害では、ご承知のとおり各地区で甚大な被害が発生いたしました。

停電、道路の寸断、孤立状態となったところもあります。その中において、町長を初め職員の方々と、国、県及び関係機関、ボランティアの方々の献身的な支援のもと、地域の人たちが協力、支え合いながら災害を乗り越えてきたところであります。今さらながら関係各位に深く感謝申し上げます。

この甚大な被害を教訓として、災害への心構えを次の世代に伝えるとともに、災害に強い、安心して地域に住んでいくため、廃校となった校舎を活用し、防災備品や衛生設備を備えた長期に避難できる地域防災センターとして整備するべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いします。

2点目は、公民館等へのぴーちゃんねつとの設置についてですが、公民館は地域の祭り、行事、寄り合い等々を行っているコミュニティ活動の拠点であります。地域での活動には、情報の受信、発信が大切なツールであることから、地域によっては公衆電話を設置し、活動してきたところですが、しかし、基本料金等が公民館の運営費を圧迫したため、その公衆電話を廃止したところもあると伺っております。

情報通信設備の整備は、平常時のコミュニティ活動の充実・発展とあわせ、非常時の防災対策にもつながることから、避難所の指定のあるないにかかわらず、公民館等にぴーちゃんねつを設置する必要があると考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、地域防災センターの整備についてであります。議員からご提案のありました旧大平小中学校につきましては、平成28年台風第10号豪雨災害を教訓とし、道路寸断等による孤立対策として、平成29年度に避難所として指定をしており、令和元年台風第19号の際に一時避難所として指定後、初めて避難所の開設、運営を行ったところであります。

これは、台風第19号の影響によって、平成28年台風第10号を上回る暴風雨が予想されたことから、頑丈な建物等に迅速に避難できるよう考慮したものであります。

議員ご指摘のとおり、閉校後は附帯設備が停止状態となっているため、避難所として不便をおかけしたものと存じますが、当該施設は鉄筋コンクリート構造であり、施設の改修等に相当難儀

をすることも予想されますことから、現時点では議員ご提案の地域防災センターとしてのハード的な整備につきましては慎重な検討が必要であると、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

安家地区につきましては、議員ご案内のとおり、役場支所や避難所機能を備え、消防屯所等を併設した複合施設の整備を進めており、令和2年度の春には供用開始の見込みとなっております。

台風接近時などには、町民の皆様に対しては早期避難の呼びかけを行うとともに、避難所運営の観点から、新たに整備する安家地区複合施設への避難を優先とし、旧大平小中学校につきましては、災害警戒の規模や降水量等の予想を勘案しながら、適時適切に開設、運営を図ってまいります。万が一長期に避難所での生活を余儀なくされる場合は、安家地区複合施設または岩泉地区の避難所等に集約して対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

防災備品につきましては、本年度において非常用発電機など、避難所においては最低限必要と思われる備品や物品等を配備しておりますが、旧大平小中学校の避難所運営につきましては、附帯施設の課題を補うことができるよう、備品等の配備について検討してまいりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、公民館等へのぴーちゃんねっとの設置についてであります。議員ご案内のとおり、地域情報通信基盤整備事業におけるぴーちゃんねっと告知端末の整備につきましては、当該国庫補助事業の制度上、住家を基本とした整備とされております。

このため、本町では町内全世帯はもとより、学校、病院、常時人がいる事業所等へ限定をし、必要台数を積み上げ、整備をしてきたところであります。このような中で、当該事業構想を練る時点においては、東日本大震災を教訓とし、防災上の観点も考慮しながら、指定避難所及び消防屯所へ町単独での整備を図ってきたところであります。

今年度は導入から5年が経過をし、ぴーちゃんねっとシステム保守期間が満了しましたので、現在更新作業を行っておりますが、専門業者によるシステムの保守対応は今回が最終の更新となり、5年後には事業完了することとなっております。このため、今後に向けては新たな通信手段の確保を模索していかなければならない、このように考えております。

また、告知端末も既に生産、販売を終了しており、今後新たに確保することはできないことから、これまでの間の故障、ふぐあいによる機器の修理交換の実績などを積み上げ、向こう5年間に対応できる必要見込み台数として確保しているものであります。

こうした状況の中、全ての公民館等に告知端末を設置することになれば、故障交換や住家への新設に対応できなくなる可能性もありますことから、ご理解を賜りますようお願いを申し上げますと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問はございますか。どうぞ。

○10番（合砂丈司君） まず、1点目の地域防災センターの整備についてですが、防災センターのハード的な整備は慎重な検討が必要、鉄筋コンクリートの構造で施設の改修が相当難儀すると思いますが、これはどのような検討で、どのような整備を考えているのか、まずそれからお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

議員のほうから指定避難所としての機能で、まず水道がないと、それからトイレ等の部分が屋外にあるという部分のご指摘をいただきました。水道の部分につきまして、その施設の部分をつぶさに確認させていただいたところ、鉄筋コンクリートで配管等がもう既に老朽化しているという部分でございまして、教育委員会のほうもあえて屋外のほうで使えるという部分にしているかなと思います。トイレにつきましても、まさにそのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ここは、旧大平小中学校は指定避難所、ドクターヘリの発着するところでもあります。そういう観点から、学校施設の機能を全て再生整備の希望はしていないのですが、長期避難、安家地区複合施設の充実、理解はできます。一時的であっても、現実に住んで利用する場所、施設全般ではなく、使用する一部を整備してほしい。例えばトイレ、手洗い場、台所等、水回りの最低限の整備は必要と考えます。平成28年台風10号の災害のときも、私はそこへ一時避難した経緯があります。宿泊はしなかったのですが、数時間で帰りましたが、数名そこへ一時避難して数時間、三、四時間ぐらいいて全員が帰りましたが、そういうときにやっぱり手洗い場、台所がない、そういうのに感じました。やはりそれは最低限設置すべきと考えますが、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

平成28年の台風10号当時のお話が出ましたけれども、当時私も消防署長としまして、救済が通れないということで大石沢のほうを通りまして、旧大平小中にお邪魔しました。その中におきまして、議員さんが物資の仕分け等をしていただいております、その現状につきましては私は十分承知しているところでございます。まさに指定避難所として足りない部分、その部分につきましては整備していかなければならないというのが実情でございます。ご答弁申し上げましたとおり、鉄筋コンクリート構造で大変な部分があるという部分であれば、危機管理課としましては、今の水道を補う部分の水の関係あるいはトイレの部分については簡易トイレの関係、その部分につきましては物品等の部分は配備していきたいと、このように考えておりました。それ以上の大きな改修等につきましては、いろいろ財政的な部分もございますでしょうから、検討しなければならぬと、このように考えておりますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） とりあえず最低限そういうトイレとか水道が必要で、その後備品等も配備すればよいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、公民館へのぴーちゃんねっとの設置についてですが、何かぴーちゃんねっとシステムが2年度、5年間の更新事業を完了するとあります。そして、その後新たな通信手段を確保が必要とありますが、これでは明確な、新たなといたらどういふのを検討して考えているのか、その辺についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ぴーちゃんねっとで今町民の皆様には広くご活用、ご利用をいただいているわけですが、これが事業完了でなくなると。したがって、今お使いをいただいている告知端末等々につきましても全部回収をさせていただいてなくなるということに将来はなるわけですが、したがって、それにかわって町からの行政情報なり、あるいは町民の皆様同士のやりとりの部分、今までぴーちゃんねっとが担ってきた役割というものをどのように今後の時代に向けて確立、確保していくのか、またいかなければならぬのか、そういったことをこれから検討していかなければならぬ、そういう意味でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） おかげさまで設置して5年がたつわけですが、ようやく今なれてきて、特にも顔を見ながら会話できる本当にいいシステムだと思っていました。高齢者の方も使っておりますが、これがあと5年でなくなるといいますと、できれば同じようなものが設置されればいいと思うのですが、そういうようなものになるかならないかわからないのですが、その辺について詳しくといってもわからないと思いますが、その辺を新たにどのような考えなのか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） きのうのご質問にも賜りましたが、いわゆるソサエティー5.0あるいは5Gというような目覚ましい通信関係では飛躍、発展を今まさに変革期を迎えているというふうに言われております。ぴーちゃんねっとと同じような機能を持つものが近い将来さらに進化した形で準備をされていく世の中になるのか、さらにはもっと進歩したようなシステム、設備ができるのか、これはまだ予想が5年後は非常に難しいところでございますので、なるべくぴーちゃんねっとと使い勝手を落とさないような整備ができればよいと今のところは考えているところでございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 特に山間地におきましては、何の通信手段もなく、有線放送もない、そういう地区は今ぴーちゃんねっと頼りでいろんな情報を得るわけだ、緊急時でも。やはりぜひともこれは必要だと思うのです、私は。ぜひこれに同じようなと言えれば難しいかもしれませんが、大体高齢者でも安心して聞けるような設備をつけてほしいと思います。よろしくをお願いします。

そして、答弁書によりますと、公民館設置は難しいとあります。特に公民館活動は、コミュニティとかいろいろ活動もするようになってきたし、避難所にもなっているのですが、特に防災士が町内にも何百人となって、今地区で心肺蘇生法、AEDの訓練というか、そういうのも地区ではやっています。そういう観点で使用もしたり避難所にもなったりするのですが、そういう観点から情報のぴーちゃんねっとができないのか、何らかの通信手段というか、できる手段が設置できないものかどうか、その辺についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 町内に地区集会施設等々、70施設ぐらいは設置をされているというふうに認識をしておりますけれども、一方では町のほうでも積極的に今の時代に対応すべく携帯電話等々の基地局をこれまで積極的に整備を進めてまいりました。その中におきまして、集会

施設のあるエリア、これにつきましては不感地帯はないものというふうに認識をしておりますので、そういった点では携帯電話、スマホは使用可能というふうにも思っておりますので、全くの通信手段がないということには認識はしていないわけでございますので、そういった部分でのご活用、ご利用を何とかなさっていただきたいというふうに思うのであります。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 特にも地域住民も要望が強いわけですので、ぜひとも人の集まる場所には情報収集ができるような状態にさせていただきたいと思えます。要望として終わります。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時13分）

令和元年第4回岩泉町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 1 1 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日 午 後 3 時 1 5 分				
	閉 会	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日 午 後 3 時 3 1 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	5 番	三田地 久 志	6 番	林 崎 竟次郎
	7 番	坂 本 昇		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和元年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月10日(火曜日)午後 3時15分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第11 議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第12 議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第13 議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第14 議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第4号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第15 議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第16 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長申し出)

日程第17 発議案第4号 議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議

(坂本昇議員外4名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 3時15分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの15件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、小松ひとみ君、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 小松ひとみ君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（小松ひとみ君） 令和元年12月10日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、小松ひとみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 岩泉町表彰条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例及び岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例について、原案可決。

議案第5号 平成28年台風第10号災害に係る農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉町奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第10号 令和元年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第11号 令和元年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第12号 令和元年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第13号 令和元年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第14号 令和元年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第15号 令和元年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上です。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（加藤久民君） 日程第16、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の請願第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願、請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願及び請願第6号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願について、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、発議案第4号 議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

7番、坂本昇君、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 発議案第4号、令和元年12月10日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、坂本昇。賛成者、岩泉町議会議員、合砂丈司、同じく畠山直人、同じく三田地久志、同じく八重樫龍介。

議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議。

標記について、岩泉町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

別紙。議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議員定数等調査検討特別委員会を設置するものとする。

1、名称。議員定数等調査検討特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び岩泉町議会委員会条例第5条。

3、目的。岩泉町議会議員の定数及び報酬等について調査、検討するため。

4、委員の定数。議長を除く全議員13人。

5、調査期限。特別委員会設置の日から調査検討が終了するまでとし、議会閉会中も継続調査を行えるものとする。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時31分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署名議員

三 田 地 久 志

署名議員

林 崎 竟 次 郎

署名議員

坂 本 昇
